

力強い産業 人が輝く
活力満ちる安心・快適なまち

喜多方市総合計画

基本計画

令和4年度（2022）～令和8年度（2026）

＜中間年次見直し＞（案）

喜多方市

目 次

はじめに	1
大綱 1 地域の特性を生かした力強い産業づくり	4
第 1 節 農林業	5
第 2 節 商業	9
第 3 節 工業	11
第 4 節 雇用・労働	13
第 5 節 観光	15
大綱 2 地域を支え未来を拓く人づくり	20
第 1 節 学校教育	21
第 2 節 生涯学習	27
第 3 節 歴史・文化	31
第 4 節 男女共同参画	33
大綱 3 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり	36
第 1 節 子ども・子育て	37
第 2 節 保健・医療・介護・福祉	41
第 3 節 消防・防災	47
第 4 節 生活・安全	49
第 5 節 社会基盤	51
大綱 4 自然との共生と元気なふるさとづくり	58
第 1 節 協働・地域コミュニティ・市民活動	59
第 2 節 移住・定住	63
第 3 節 連携・交流	65
第 4 節 生活環境・景観	67
第 5 節 循環型社会・自然環境	69
計画の実現に向けて	72
資料編	76

はじめに

本市は平成 29 年 3 月に平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間を計画期間とする喜多方市総合計画を策定し、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を将来の都市像に掲げ、「協働によるまちづくり」、「だれもが輝くまちづくり」、「地域特性を生かしたまちづくり」、「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考え方として各種施策を展開してきました。

現在、総合計画の策定から約 5 年が経過しましたが、この間、本市を取り巻く社会経済環境は「人口減少」や「少子高齢化の進行」、「災害危機などへの対応」、「新型コロナウイルス感染症に伴うポストコロナへの対応」、「高度情報化社会への対応」、「持続可能な社会の形成」、「地域産業の活性化」、「交流人口・関係人口^{*1}の拡大」など大きく変化したところです。

人口減少については、市町村合併後の平成 18 年 4 月には 55,885 人であった人口が令和 3 年 4 月には 45,399 人と 10,000 人以上が減少し、その大きな要因の一つとして出生数の低下が挙げられ、市町村合併以降は年間約 350 人から 380 人であった出生数が平成 30 年度には 300 人を下回り、令和 2 年度には 236 人まで低下しました。

また、高齢化の進行については、市町村合併時に全人口に占める 65 歳以上の割合が 28.9%であったのに対し、令和 3 年度では 36.0%と高齢者の割合が増加しています。

災害危機などへの対応については、平成 30 年に高郷町の揚津地区において地滑りが発生するとともに、令和元年には山都町藤沢地区において土砂崩落などの自然災害が発生しました。また、令和元年には東日本台風により県内において大きな被害が発生したところです。

さらに、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、国内においては「緊急事態宣言の発出」や「不要不急の外出自粛要請」、「県をまたぐ移動の自粛要請」、「酒類を提供する飲食店などの時短営業要請」、「テレワーク^{*2}の実施」などが行われ、本市においても、市内小中学校の臨時休業措置を行うなど、市民の日常生活においては常に「密」を回避した生活を余儀なくされる事態となったところであり、今後は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内経済の回復や新しい生活様式や新しい働き方などへの対応が必要となっているところです。

高度情報化社会への対応については、携帯電話などの普及に伴い、全国において第 5 世代移動通信システム（5G）のサービスが開始され、情報通信技術が高度化されたところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響によりデジタル技術を活用した柔軟な働き方やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルなど未来へ向けた変化が大きく動き始めており、また、ポストコロナの新しい社会経済に対応する DX（デジタル・トランスフォーメーション）^{*3}などの取組が求められていることから、本市においても行政 DX の取組により、業務の効率化や住民サービスの充実を図っていく必要があるところです。

持続可能な社会の形成については、地球温暖化が進行し、豪雨災害や猛暑のリスクが高まる中、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入推進などにより、環境負荷を抑えた循環型社会や脱炭素社会の実現が求められています。

また、世界的には社会・経済の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれており、SDGs（持続可能な開発目標）などの取組により「誰一人取り残さない」世界の実現が求められています。

地域産業の活性化、交流人口・関係人口の拡大については、本市はラーメン、そば、日本酒、蔵の街並み、花など観光資源が豊富ですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により大きな影響を受けたことから、今後は新たな生活様式に対応した地域産業の活性化を図ることや、地域の歴史・文化や自然などを利活用しながら、交流人口・関係人口の拡大を図ることが必要となっています。

今後はこれら社会経済情勢の変化への対応などの施策の展開が必要であることから、総合計画（基本計画）の中間見直しを行ったところです。

※1 関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。

※2 テレワークとは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

※3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することです。

大綱 1

地域の特性を生かした
力強い産業づくり



大綱 1

第 1 節

農林業

◆ 目 標

担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、魅力ある農林業の持続的な発展を目指します。

■ 現状と課題

農林業は、食料や木材の生産・供給だけでなく、その営みを通じて、国土の保全などの多面的な役割を果たしていますが、国内人口の減少に伴うマーケットの縮小、担い手の減少や高齢化の進行、さらに本県では東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による風評の影響が未だ根強いなど、厳しい状況に置かれています。

一方、令和 2 年より新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、我が国では、食料などの過度な海外依存や大都市一極集中の危うさが露呈し、国内回帰、田園回帰の潮流が高まっています。

こうした現状に対応し、若者が自らの将来を託すことができる産業として農林業を発展させるとともに、その生産基盤を次世代に継承していく必要があります。

本市の農業は、稲作を中心とした小規模で高齢化率が高い就業構造となっていることから、足腰の強い農業の確立を図るため、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大、集落営農などの組織化・法人化、さらには小規模でも経営が成り立つ高収益な園芸作物の生産拡大や施設化の促進と併せて、田園回帰を求める若者などの就農を促進する必要があります。

また、農地の有効利用を図りながら、需要に応じた生産と生産性の向上を進めるとともに、高付加価値化につながる 6 次産業化※¹や環境にやさしい農業の更なる推進に加え、農畜産物の風評払拭と消費拡大を図る取組を継続的に進めていく必要があります。

本市の林業は、木材価格の低迷や後継者不足により森林所有者の林業経営意欲が低下し、森林境界の不明確化も進む中、森林の荒廃が懸念されています。一方で、国土の保全や地球温暖化防止、保健休養機能など森林が有する多面的機能の発揮が求められ、林業経営体の育成を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、森林資源の活用を促進することが課題となっており、さらには、平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理法に基づき、新たな制度に沿って森林の適切な経営や管理を行い、健全で豊かな森林をつくることが求められています。

また、中山間地域を中心に有害鳥獣による人的被害や農作物被害、スギの皮剥被害、病害虫による森林被害などが発生しており、自然環境に配慮しながら被害防止対策や捕獲などを進めていくことが課題となっています。

※ 1 6 次産業化とは、農林漁業者（1 次産業）が、農畜産物・水産物の生産に加えて、食品加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）に総合的に取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

■ 施策の内容

（１）多様な担い手の育成・確保

- ・ 青年層の就農促進・定着を図るとともに、本市農業の担い手となる認定農業者への誘導や集落営農などの組織化・法人化を推進しつつ、経営感覚に優れ、他産業並みの所得が確保できる経営体への発展に向けて支援します。

（２）農地の集積・集約化と有効利用

- ・ 人・農地プランの作成や農地中間管理事業、さらには農業委員・農地利用最適化推進委員による現地活動などを通じて、担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を図ります。

（３）振興作物の産地化

- ・ アスパラガス、キュウリ、トマト、ミニトマト、トルコギキョウを振興作物として位置付け、これら収益性の高い園芸作物の生産拡大や水稲との複合経営化とともに、高品質で安定した収量が確保できる施設化や栽培体系の導入を推進し、競争力のある産地の形成を推進します。

（４）農業経営の安定化

- ・ 水田農業経営の安定化に向け、水田をフルに活用しながら、高収益な園芸作物、ソバなどの土地利用型作物や非主食用米への作付転換により、地域の特性を生かした産地づくりと需要に応じた米生産を推進します。
- ・ 稲作経営の収益力向上に向け、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、直播や密苗栽培※²などの省力栽培技術の導入、主要品種のコシヒカリと作期が異なる多収品種の導入などにより、多様な米づくりを推進します。
- ・ 畜産経営の安定化に向け、繁殖・肥育一貫経営への転換と省力・低コスト化につながる高性能機械などの導入や耕畜連携による飼料自給率の向上を図るとともに、優良な肥育素牛や基礎雌牛の導入支援を行い、ふくしま会津牛のブランド化と市場が求める畜産物の生産を推進します。

（５）６次産業化・販路拡大

- ・ 農業所得の向上と雇用の創出につながる６次産業化を推進するため、農林業者による新商品開発、製造、販路開拓などを支援します。
- ・ 農畜産物の風評払拭と消費拡大を図るため、首都圏などでのトップセールスや販売イベントを実施するとともに、本市産農畜産物を取り扱う事業者との連携による情報発信に取り組みます。

（６）環境にやさしい農業の推進

- ・ ＳＤＧｓや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組を推進し、環境にやさしい農業の普及拡大を図ります。

※２ 密苗（みつなえ）栽培とは、高密度に播種した稚苗の移植により苗箱数を大幅に削減する技術です。

（７）農村環境・農業基盤の整備保全

- ・ 魅力のある農村集落の環境整備のため、地域が行う共同活動への支援や中山間地域の棚田などを含む農地の保全と有効利用を推進します。
- ・ 効率的な農業生産を確保するため、大区画のほ場整備、農道や用排水路などの整備を推進し、農家負担の軽減を図りながら土地改良施設の長寿命化対策への取組を推進します。

（８）林業の担い手育成と生産基盤の整備

- ・ 市内林業事業体と連携しながら、森林経営計画の策定を促進し、民有林の森林整備を推進します。
- ・ 木材の供給体制の強化を図るため、林業の担い手育成を促進し、林業機械の導入などを支援します。
- ・ 林道の整備や維持管理、森林病虫害対策などにより、林業生産基盤の整備を推進します。

（９）森林の保全及び活用

- ・ 森林環境の整備、地域材の利用促進、森林環境学習の推進などに取り組みます。
- ・ 森林公園などを適切に維持管理し、保健休養機能による市民の健康増進を図るなど、森林の多様な活用に努めます。
- ・ きのことや漆など特用林産物の生産の振興を図ります。
- ・ 災害を防止するため、国・県と連携し、治山事業や地すべり対策事業などに取り組みます。
- ・ 森林経営管理制度による民有林の森林整備を推進します。
- ・ 森林整備によって搬出される間伐材から生産された木質チップを利用するなど、森林資源の活用を積極的に促進します。

（１０）有害鳥獣による被害防止

- ・ 有害鳥獣による人的被害や農作物の被害防止のため、野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。



稲刈りの様子

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定農業者の経営面積 (単年)	3,921ha	4,240ha	4,400ha	4,559ha	4,719ha	4,878ha
認定新規就農者数 (累計)	30 人	36 人	39 人	42 人	45 人	48 人
組織経営体数(個人経営体 除く) (単年)	38 経営体	42 経営体	44 経営体	46 経営体	48 経営体	50 経営体
農用地の集積率 (単年)	62.1%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%
園芸作物施設化率 (アスパラガス) (単年)	28.4%	32.0%	34.0%	36.0%	38.0%	40.0%
環境保全型農業直接支払 取組面積 (単年)	877ha	919ha	940ha	960ha	980ha	1,000ha
多面的機能支払取組面積 (認定農用地面積) (単年)	4,883ha	5,120ha	5,238ha	5,356ha	5,474ha	5,593ha
森林経営計画策定面積 (累計)	2,475ha	2,815ha	2,985ha	3,155ha	3,325ha	3,500ha
集落環境診断の実施率 (累計)	36.2%	39.2%	40.8%	42.3%	43.8%	45.4%
有害鳥獣による農作物へ の被害件数(減少目標) (単年)	238 件	220 件	210 件	200 件	190 件	180 件

- ・ 農用地の集積率は、耕地面積に占める担い手への農地集積面積(自己所有農地、借入農地、基幹3作業及び生産物販売を受託した農地)の割合
- ・ 園芸作物施設化率は、アスパラガスの全栽培面積に占める施設によるアスパラガスの栽培面積の割合
- ・ 集落環境診断の実施率は、集落環境診断の対象となる行政区数に占める集落環境診断を実施した行政区の割合

◆ 目 標

経営環境を高めるとともに、多様な交流で賑わいを創出することにより、活気ある「あきないのまちづくり」を目指します。

■ 現状と課題

商業を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後、長く続いた景気低迷とともに、インターネットなど情報通信技術の発達による販売・購入方法の多様化、買い物のレジャー化や外食傾向の高まりによる消費者ニーズや生活様式の多様化など著しい変化がみられます。

また、人口減少や少子高齢化の進行などによる核家族化、居住地の分散、スーパーやホームセンターなど大規模小売店舗の郊外出店、コンビニエンスストアやドラッグストアなど新たな経営形態の増加により、商店街の集客力が低下し、市街地の空洞化が進んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている現状を踏まえ必要な施策を検討し、キャッシュレス化の推進など新しい生活様式に対応した商業のあり方が課題となっています。

地域住民が生活し、交流を深め、文化を育む重要な場である市街地の空洞化は、単なる商店街としての問題ではなく、まちづくり全体に関わる大きなテーマであり、今後、商店街の活性化を図るとともに、地域住民の消費生活や交流の場として、商店街の機能向上が求められています。

このような中であって、本市においては、商工団体などと連携しながら、魅力ある商店づくりや街なかの賑わいを創出するとともに、中小企業の育成や起業・創業の促進により、新たな活力を生み出し、商業を活性化していくことが課題となっています。



おはようマルシェ



レトロ横丁

■ 施策の内容

(1) 魅力ある商店づくりと賑わいの創出

- ・ 市内における消費の促進を図るため、各商店の魅力ある商店づくりの取組を支援します。
- ・ 商業者間、商工団体や地域間などの連携を強化し、市民と密着したイベントの開催など地域の特色や活力、コミュニティ機能を高める多様な交流により、街なかの賑わい創出を図ります。
- ・ 商店街の整備や高齢者など買い物弱者の利便性を向上させ、商店街機能の向上と商業を通じたまちづくりを推進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、キャッシュレス化の推進など新しい生活様式に対応した商業を推進します。

(2) 中小企業の育成

- ・ 受注や販路拡大のため、商工団体、金融機関などと連携し、マーケティング能力の向上や積極的な市場開拓の取組を支援します。
- ・ 商工団体、金融機関などが行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、経営基盤の強化による中小企業の育成を図ります。
- ・ 後継者の確保、若手経営者の育成、事業承継に対する支援などにより、人材の育成を図ります。

(3) 新たな活力の創出

- ・ 創業支援センターを中心に、商工団体、金融機関などと連携し、創業希望者が円滑に創業できる支援や開業後のフォローアップを充実させるとともに、空き店舗活用の支援により起業・創業を促進し、新たな活力の創出を図ります。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
創業者数 (累計)	96 人	116 人	126 人	136 人	146 人	156 人
空き店舗活用数 (累計)	10 件	18 件	21 件	24 件	27 件	30 件

◆ 目 標

企業立地を推進するとともに、操業支援の充実により、就業構造基盤の強化を目指します。

■ 現状と課題

グローバル社会の進展により、生産拠点の移転や価格競争の激化、為替相場の変動、東日本大震災などの影響により、工業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。また、人口減少や少子高齢化の進行により、ものづくりを支える人材を確保することが難しくなっています。こうしたことから、ものづくり企業は、国内外の厳しい競争に勝ち残り続けるため、経営力と競争力の強化が求められています。

このような中、本市においては、ものづくり企業の経営基盤の強化と人材の育成を促進することにより経営力と技術力を高めるとともに、様々な機関と連携を図りながら今後成長が見込める分野や新分野への進出を促し、企業の強みや地域資源を生かした新製品・新技術の研究・開発の取組を支援する必要があります。さらに、新たに整備した工業団地への企業誘致や既存企業への操業支援を充実させ生産力の拡大などにより雇用を創出し、就業構造基盤の強化を図ることによって、地域の経済力を高めていくことが課題となっています。



綾金工業団地



綾金工業団地（イメージ図）

■ 施策の内容

(1) 経営基盤の強化

- 生産性や収益性の向上を図るため、組織の意識改革や経営環境の改善、競争力の強化を支援します。
- 技術力や研究開発力を向上させ、景気変動や価格競争に影響されにくい新技術の獲得や付加価値の高い製品開発を支援します。
- 受注拡大につながる販売力の強化の取組と新しい市場の開拓、販路拡大への取組を支援します。
- 商工団体、金融機関などが行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、企業の育成を図ります。

(2) 雇用創出と人材の確保・育成

- 企業誘致、既存企業の拡大などにより雇用を創出し、人材の確保を図ります。
- 経営者・後継者の育成とともに、技術・技能の継承者、高度な製品・技術の開発に携わる人材の育成を支援します。
- 将来のものづくりを担う人材の育成を図ります。

(3) 新産業・新分野への進出支援

- 地域資源と保有技術を生かした付加価値の高い製品や、新製品の開発など、新産業・新分野への進出を支援します。
- 産学官金連携により、企業が抱える経営や技術など課題の解決を支援します。

(4) 企業誘致の推進と操業支援

- 工業団地の更なる整備により、企業誘致を推進します。
- 対応力の高い生産体制の構築と生産力の拡大、生産効率や品質の向上などを支援します。
- 新たな企業立地や設備投資しやすい環境を整備するとともに、創業や新エネルギー、成長分野への参入を支援します。
- 工業振興に関する情報の共有化や助成金の申請など円滑な操業を支援する体制の強化・充実を図ります。
- 広域的な企業の連携を支援するとともに、自治体間の連携により産業振興による地域活力の維持や雇用拡大の促進を図ります。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工場等新設・増設件数 (累計)	11 件	14 件	16 件	17 件	19 件	20 件
製造品出荷額等 (単年)	726 億円 (令和2年)	726 億円 (令和4年)	750 億円 (令和5年)	775 億円 (令和6年)	800 億円 (令和7年)	825 億円 (令和8年)

- 製造品出荷額等は、当該年に調査された前年1月から12月の実績（経済産業省の工業統計調査）

雇用・労働



◆ 目 標

就業支援の充実と労働者福祉の向上により、安定した雇用と市内への定着を目指します。

■ 現状と課題

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、労働人口の減少が危惧される中、地域経済が持続的に発展していくためには、企業などの安定した経済活動を支える人材の確保が重要です。

このため、若年層の地元への定着率を高め、高齢者、女性、再就職者、U I J ターン※¹者、障がい者など幅広い人材の就業を円滑に進めるとともに、地域の企業が求める人材を継続して育成していく必要があります。

また、すべての労働者が生きがいとゆとりを持って、いきいきと安心して働くことができる労働環境の充実が求められています。

このような中、ハローワーク喜多方方面の有効求人倍率は、全国や県内の他の地域と比べても低く、一部においては求人と求職のニーズが一致しないことなどにより、若年層を中心に市外への人材流出も生じています。

本市においては、商工業の基盤の強化とあわせ、就業機会の確保や新たな雇用の創出、良好な職場環境づくりなど労働環境の更なる整備による雇用の安定と若年層の市内への定着を促進することが課題となっています。



合同企業説明会

※1 U I J ターンとは、地方から都市へ移住したあと再び地方へ移住するUターン、地方から都市または都市から地方へ移住するIターン、地方から大規模な都市へ移住したあと地方の中規模な都市へ移住するJターンなど移住に関する動きの総称です。

■ 施策の内容

（１）就業機会の確保と雇用創出の推進

- ・ 関係機関や団体と連携した就職面接会などの開催、就職情報の提供などにより、新規学卒者、再就職希望者、障がい者などの就業機会の確保を図ります。
- ・ 雇用相談センターの相談や就業支援業務を充実し、就業の促進と求職・求人のマッチングを図ります。
- ・ 高齢者労働力を活用するなど働きやすい環境づくりにより、女性や障がい者などの就業を促進し、安定した雇用を図ります。
- ・ 企業誘致や市内企業への支援を通して雇用を創出するとともに、U I J ターン者や起業・創業者への支援により、新たな雇用の創出を図ります。

（２）職業能力の向上と労働者福祉の向上

- ・ 関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。
- ・ 企業に働きかけ、働きやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランス※²（仕事と生活の調和）を推進します。
- ・ 小規模事業所と勤労者の福利厚生を充実し、労働者福祉の向上を図ります。

（３）若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保

- ・ 関係機関・団体と連携し、高校生の市内企業への理解を高めるとともに、就職支援を充実させ若年層の市内定着と市内企業の人材確保を図ります。
- ・ 若年層が市内での就職・定住を希望するような動機づけを提供し、若年層の市内定着を促進します。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
有効求人倍率 (単年)	0.76 倍	1.00 倍	1.00 倍	1.00 倍	1.00 倍	1.00 倍
地元（会津地域）就職率 (単年)	63.0%	69.0%	72.0%	75.0%	78.0%	80.0%

- ・ 地元（会津地域）就職率は、「市内の高校に通学する新規卒業予定者で就職を希望する者」に占めるハローワーク会津管内に就職した割合

※² ワーク・ライフ・バランスとは、だれもが「やりがい」や「充実感」を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方の選択・実現ができる社会を目指すことです。



大綱 1

第 5 節

観 光

◆ 目 標

地域資源の魅力を最大限に引き出すことにより、出会いと発見・感動あふれる観光の振興を目指します。

■ 現状と課題

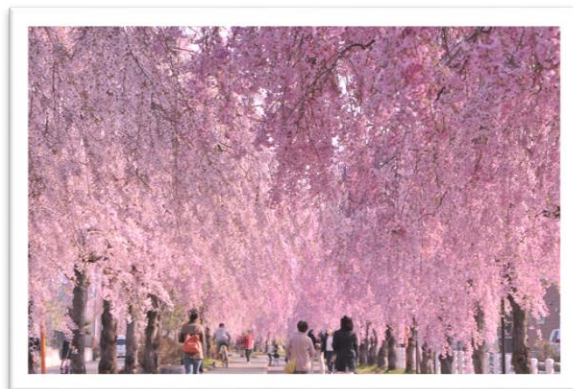
国では、2017 年に改定された観光立国推進基本計画において、観光を地方創生の切り札として観光産業を我が国の基幹産業へと成長させていくため、国を挙げて観光先進国を目指すこととしており、特に近年増加傾向にある訪日外国人旅行者数を 2030 年には 6,000 万人とする目標を掲げ、「世界が訪れたくなる日本」を目指した取組を推進することとしています。

本市は、飯豊連峰をはじめとする雄大な自然環境や四季を彩る様々な花資源に恵まれ、また、神社仏閣や蔵のまち並みなどの人々のくらしと歴史を感じさせる建造物も多く残されています。さらにラーメンやそばをはじめ、日本酒、味噌、醤油などの醸造品や豊かな農産物に由来する地域ならではの食文化が根付いており、これらの自然、歴史、文化、食などの豊富な観光資源を生かした取組により、年間 180 万人を超える観光客が訪れる観光都市となっています。

しかしながら、本市を訪れる観光客については、滞在時間が短く、観光消費額単価が低いこと、また、教育旅行の受入れ数については、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による風評の影響が未だ根強く、震災以前の水準にはほど遠い状態が続いていることから、滞在時間の延伸に向けた取組や、風評の払拭と宣伝誘致が課題となっています。

さらに、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症が世界各地で急速に拡大し、海外からの入国規制や県をまたぐ移動の自粛要請などにより、全国的に観光産業を含めた経済全体が甚大な影響を受けています。

今後は、ポストコロナ社会を見据えた「新しい形の観光・物産の振興」を図り、地域が一体となって新しい視点での事業展開に取り組むことで、大きく落ち込んだ観光客入込数や宿泊者数などを向上させ、市内経済の活性化を促進していくことが必要となっています。



日中線しだれ桜並木

■ 施策の内容

（１）地域特性を生かした観光の魅力づくり

- ・ ラーメン、そば、日本酒、蔵、花などの本市の強みを生かし、訪れる観光客の滞在時間の延伸による観光消費活動の活性化と宿泊につながるコンテンツや体験・周遊プランの造成に向け、関係機関と連携した取組を促進します。
- ・ 旧甲斐家蔵住宅を観光・情報発信の拠点として整備し、蔵やまち並み、神社仏閣、その他観光資源の文化的価値を生かしたまちづくりを進めます。
- ・ 豊かな自然と長い歴史に育まれた四季折々の花々を誘客に生かす「花でもてなす観光」を市内全域で進めます。
- ・ 既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、新たな観光資源の発掘と活用により、観光地としての多彩な魅力の創出を図ります。
- ・ 地域の特性を生かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。

（２）誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実

- ・ 本市の様々な観光・物産情報について、ターゲットを明確にし、ＩＣＴや各種メディアの活用とともに、観光誘客イベントでの宣伝などタイムリーで信頼できる効果的な情報発信に取り組みます。
- ・ 蔵とラーメン・そばのまちとしての全国的知名度を最大限に生かし、旅行事業者やマスコミを対象とした観光プロモーションの展開と多彩な体験プログラムなどを活用した教育旅行の誘致に取り組みます。
- ・ 観光案内所や観光駐車場を適切に運営するとともに、観光ガイドをはじめおもてなしの心をもった観光人材の育成など、きめ細かな受入体制の整備を進めます。
- ・ 公共交通機関と連携を図りながら、駅などの交通拠点と観光地を結ぶ二次交通の充実に向けた取組を促進します。
- ・ すべての人が利用しやすい環境を整備するため、観光支援サービスの体制づくりを行うとともに、施設の適正な管理に努めます。
- ・ 観光担い手の中核となる（一社）喜多方観光物産協会の経営基盤の強化を支援し、市と同協会のそれぞれの役割を明確にして観光振興を推進するとともに、市と同協会の協働による魅力的な観光受入体制の充実に取り組みます。

（３）広域観光と外国人観光客の誘客推進

- ・ 近隣市町村や県内・県外も含めた広域市町村などとの連携を更に強化し、魅力的な広域観光エリアづくりを継続的に進めるとともに、外国人観光客の誘客や宿泊促進などの取組を進めます。
- ・ 多方面から新たな観光誘客が見込める会津縦貫南道路や東北中央自動車道などの、整備が進められている広域交通網を有効に活用し、広域観光を推進します。
- ・ 今後、需要が見込まれる外国人観光客の誘客促進に向け、観光案内板などの言語表記や無線ＬＡＮの整備促進など、受入環境の整備を図るとともに、関係機関・団体と連携し、効果的な海外プロモーションや宣伝活動を行います。

(4) グリーン・ツーリズムの推進

- ・ グリーン・ツーリズムサポートセンターや（一社）喜多方観光物産協会などの関係機関・団体と連携し、風評被害を払拭するために正確な情報を発信するとともに、首都圏の学校などに対して戦略的な教育旅行の誘致を実施します。また、友好都市などと連携を強化し効果的な交流事業を進め、都市と農山村の交流人口の拡大を促進します。
- ・ 新たな体験コースの開発など、より魅力ある体験メニューの造成や拡充を促進します。
- ・ 関係機関・団体と連携し受入農家の拡充と資質向上を図り、人材育成を含めた受入体制の充実を促進します。

(5) 物産の振興

- ・ 全国的な知名度があり評価も高いラーメンやそば、日本酒のほか、コメ、野菜、ふくしま会津牛などの農畜産物に加え、醸造品や工芸品などの本市ならではの多種多様なこだわりの逸品について、（一社）喜多方観光物産協会や会津よつば農業協同組合などと連携し、PR強化による更なる知名度の向上を図るとともに、より魅力的な商品の開発や市内飲食店などでの更なる利活用と国内外での販路拡大の取組を支援します。
- ・ 友好都市や交流のある都市などと連携し、相互交流による観光・物産PRを行い、関係人口^{※1}の拡大を図ります。

(6) ポストコロナ社会を見据えた観光・物産の振興

- ・ 「新しい生活様式」を取り入れ、地域の特性を生かしたイベントや、自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。
- ・ 国内回帰による旅行需要を見込み、本市が他の観光地よりも魅力ある観光地として多くの人々に「選ばれるまち」となる情報発信に取り組みます。
- ・ サテライトオフィス^{※2}やテレワーク^{※3}、ワーケーション^{※4}などの新しい働き方を通じた、田園回帰による交流人口の拡大に努めます。
- ・ コロナ禍を乗り越える物産事業者の育成を図るため、新たな流通・販売方法への支援に加え、事業者間の連携などによる足腰の強い観光・物産振興を図ります。

※1 関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。

※2 サテライトオフィスとは、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのことです。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名されました。

※3 テレワークとは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

※4 ワケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方のことです。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光客入込数 (単年)	959,619 人 (令和2年)	1,800,000 人 (令和4年)	1,945,750 人 (令和5年)	2,091,500 人 (令和6年)	2,237,250 人 (令和7年)	2,383,000 人 (令和8年)
宿泊者数 (単年)	42,336 人 (令和2年)	63,000 人 (令和4年)	65,450 人 (令和5年)	67,900 人 (令和6年)	70,350 人 (令和7年)	72,800 人 (令和8年)
グリーン・ツーリズム 交流人口 (単年)	83 人	6,500 人	8,350 人	10,200 人	12,050 人	13,900 人
外国人観光客数 (単年)	118 人 (令和2年)	2,000 人 (令和4年)	3,500 人 (令和5年)	5,000 人 (令和6年)	6,500 人 (令和7年)	8,000 人 (令和8年)



蔵のまち喜多方夏まつり太鼓台競演



三ノ倉高原ひまわり畑



会津塩川バルーンフェスティバル



一の戸橋梁ライトアップ

大綱 2

地域を支え
未来を拓く人づくり



大綱 2

第 1 節

学校教育

◆ 目 標

一人一人の個性や能力を引き出し、生かし、伸ばす教育により、すべての子どもの「生きる力」を育むことを目指します。

■ 現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展などによる社会の変化が激しい現代では、自ら課題を見つけよりよく解決する「生きる力」が必要とされています。国では、子ども達の「生きる力」を育むため、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などのバランスのとれた育成や、道德教育、体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成を掲げています。

本市の児童生徒の学力について、近年の全国学力・学習状況調査の結果をみると、小学校は全国平均値と同等程度にあります。また、中学校は全国平均値を下回っている状況にあります。

今後は、学習意欲や態度の育成と個に応じた指導の充実を目指し、教師の指導力を更に向上させるとともに、認定こども園・小・中学校などが連携し、社会の変化に対応するための「生きる力」を育成していくことが課題となっています。

心の教育について、本市では「喜多方市人づくりの指針」や冊子「先人からの贈りもの」を活用した道德教育や情操教育などに取り組んでおり、いじめや不登校については、全国平均と比較し低い傾向にあります。今後は、子どもが夢や目標を持ち、人としてよりよく生きようとする意志や態度を育成するとともに、地域や社会の一員として自立し、人と関わり合いながら地域社会の発展に貢献していける資質を育むことが必要となっています。

健やかな体の育成については、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな子どもの育成などに取り組んできました。今後は、体育の授業にとどまらず、生涯スポーツに取り組む態度について日常生活の中で育んでいくとともに、保護者や関係機関と連携した健康教育や食育、学校給食の充実が必要です。

安全教育については、学校安全体制づくりや危険回避能力の育成、放射線教育の推進などに取り組んできました。今後は、子どもが自ら危険を予知し、回避する能力を育成するため、体験的な学習の工夫改善と防災教育の充実が必要です。

教育環境については、すべての子どもが安全に安心して学ぶことができる環境の整備が求められており、本市の実態に応じた適正配置について様々な視点から十分検討し、施設整備を含め取り組んでいくとともに、教職員がやりがいと誇りを持って子どもと向き合うことができる体制づくりが課題となっています。また、子どもたちが向上心や向学心を高め、意欲をもって学び活動できる教育の基盤づくりや、均等に教育の機会が得られる支援などを充実させていく必要があります。

学校施設については、これまでの計画的な取組により耐震化は平成 29 年度をもって完了しまし

たが、施設や設備の老朽化は進んでいる状況にあります。学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設であるため、適切な教育機能を維持するとともに、安全・安心で快適な施設環境を確保していくことが必要です。さらに、変化の激しい社会を生き抜いていく力を育むため、時代の要請に対応した施設・設備の充実が求められています。

子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を生かしながら、社会において自立的に生きていくための必要な「生きる力」を育みながら、資質・能力として具体化し、そうした資質・能力を確実に身に付ける教育を通して、たくましく生き抜く力を育むための取組が必要です。



農業科（高郷小学校）



小中学校交流事業（第一中学校）

■ 施策の内容

（１）確かな学力の育成

- ・ 指導主事が学校を訪問し、学校が抱える課題や「わかる・できる授業」づくりのため、子どもの実態に応じた授業の質的改善に向けた具体的な指導の方法について指導・支援します。
- ・ 外国人の英語指導助手（A L T）を派遣し、児童生徒が外国人と気軽に接することにより、英語学習の意欲を高めるとともに、生の英語による語学力の向上を図ります。
- ・ 全小中学校に学校司書を配置することにより、学校図書館の機能を充実させ、児童生徒の読書習慣の定着と調べ学習の支援による学力向上を図ります。
- ・ 学力向上のためには、読解力の向上に取り組むことが必要と考え、文章の構造や用語の意味を正しく認識することを目指し、市独自にリーディングスキルテストを作成し、児童生徒に実施することで、リーディングスキルを高めます。また、授業においてはリーディングスキルを踏まえた学習指導を重視します。
- ・ 児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力など、児童生徒の資質・能力を育成するために必要な研修会などの充実を図ります。
- ・ 小学校とこども園・保育所などが相互理解を深めるため、幼小連携研修会の開催や要請訪問などを開催します。

（２）豊かな心の育成

- ・ 「特別の教科 道徳」の授業改善に努めるとともに、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を実践します。
- ・ 校長講話や生徒指導講話において、「喜多方市人づくりの指針」や冊子「先人からの贈りもの」を活用し、自分自身の生き方について考える場を設定します。
- ・ 小学校の総合的な学習の時間において、発展的、学術的な学びのステップを位置付け農業体験を実践します。併せて、農業科で学んだことを各教科や領域に横断的に生かす教育を展開します。
- ・ いじめ・不登校の早期発見・早期対応に努めるとともに、Q－U^{※1}を活用した学級集団作りを推進します。

（３）健やかな体づくり

- ・ 児童生徒の肥満改善に向け、個別指導と保護者を含めた継続支援に取り組みます。
- ・ むし歯予防のため、小学校児童のフッ化物洗口に取り組みます。
- ・ 望ましい食習慣を確立していくため、食に関する適切な判断力を身に付ける指導の充実を図ります。
- ・ 学校給食への喜多方市産農産物の活用推進を図り、学校給食の質の更なる向上に向け取り組みます。
- ・ 総合的な運動能力やスポーツに親しむ態度を育むため、発達段階に応じ「運動身体プログラム」などを活用して多様な動きを取り入れ、体力の向上に取り組みます。

※1 「Q－U」（Questionnaire - Utilities）とは、子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができるアンケートのことです。

(4) 一人一人のニーズに応じた教育

- ・ 将来の生活や社会と関連付けさせるため、教育活動全体の中で体験活動やボランティア活動の目的を明確にして取り組むことでキャリア教育の充実を図ります。また、「喜多方っ子の夢実現事業」を実施し、児童生徒の生き方を探求する力（自己啓発力）などの育成を図ります。
- ・ 特別支援教育に関する偏見や差別など、意識の壁をなくすことに努めるとともに、障がいのあ
るなしにかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会の確保に取り組みます。また、学校生
活支援員を配置することで、学習において特別な支援を必要とする児童生徒の学びを支えます。
さらに、特別支援教育アドバイザーを活用し、園児を含めた児童生徒の適正な就学につなぐと
ともに、教員や支援員に対し、特別支援教育指導の充実を図ります。
- ・ 各学校での取組、保護者の協力や関係機関との連携に加え、喜多方フリースクールにおいて、
不登校児童生徒の学校以外の居場所をつくり、学習支援や学校復帰に取り組みます。

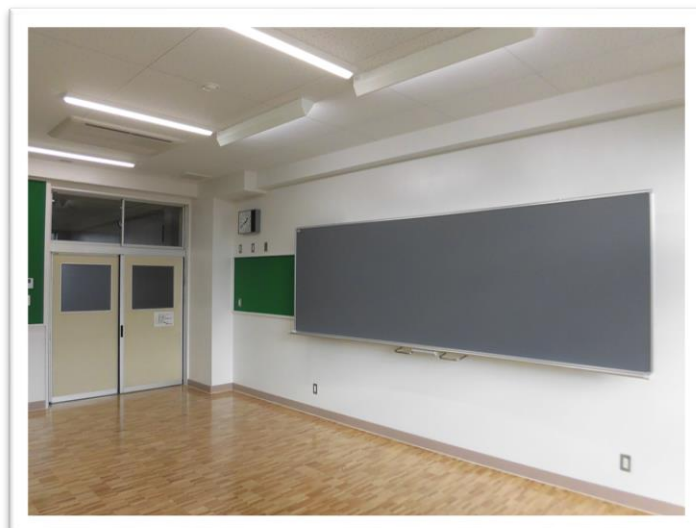
(5) 学びを支える環境の整備

- ・ 児童生徒が安心して学べる環境づくりや児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保するため、
令和3年3月に策定した「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」に基づき、教職
員の意識改革と業務改善を推進し、教育活動の一層の充実に向け取り組みます。
- ・ 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解するため、交通教室や防犯
教室、防犯訓練などにおいて関係機関と連携し、体験を通じた危険予測や対応方法の学習など安
全教育の充実を図ります。
- ・ 関係機関と通学路の合同点検を継続して実施するとともに、点検の結果を踏まえた改善を行う
ことにより、子どもたちの安全な通学路の確保を図ります。
- ・ スクールバスの運行により、遠距離からの安全・安心な通学手段を確保するとともに、公共交
通機関の予約型乗合交通利用による遠距離通学を支援します。
- ・ 教育環境の整備と教育内容を充実させ児童生徒一人一人の「なかよくたくましく生きる力」を
育成するため、小・中学校の適正な学校規模や適正な配置に関することについて検討します。
- ・ 安心して子どもを産み育てることができるよう、学校給食費や遠距離通学費、音楽祭や体育大
会への参加に対する保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- ・ 経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難と認められる生徒や学生に対し、本市
の奨学資金制度により支援します。
- ・ 学校施設について、社会の変化に対応した教育活動ができる施設・設備の充実や子どもたちの
安全を重視した施設・設備の整備を推進します。
- ・ 市内小中学校において、地域住民、保護者などを学校運営協議会委員に委嘱し、課題解決に向
け、学校と運営協議会がともに知恵を出し合い、連携・協働の推進を図ることにより「地域とと
もにある学校づくり」を進めます。
- ・ タブレット端末を用いた学習を進めるとともに、ICTを活用し、児童生徒が授業内で情報を
収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりすることで、より深い理解や定着を目指し
ます。また、情報モラルを身に付けさせインターネット上での危険にも適切に対応できる態度を
育成します。また、リモート（オンライン）学習に備え、児童生徒のスキルアップの指導ととも
に、教員のタブレット端末を用いた指導力を高める必要があることから、教員を対象とした研修

会の充実とともに、家庭と連携することにより、更なるタブレット端末などの活用能力の向上を図ります。



給食の様子（第一小学校）



教室の改修（塩川小学校）

■ 指 標

指標名		現状値	目標値				
		令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
「自分には良いところがある」と回答した割合 (単年)	小学校	37.0% (令和３年度)	45.6%	54.2%	62.8%	71.4%	80.0%
	中学校	35.3% (令和３年度)	44.2%	53.1%	62.0%	70.9%	80.0%
国語と算数・数学の 全国平均との比較 (全国平均を 100 と する) (単年)	小学校	97.2ポイント (令和３年度)	98.0ポイント	99.0ポイント	100.0ポイント	101.0ポイント	102.0ポイント
	中学校	88.3ポイント (令和３年度)	90.0ポイント	93.0ポイント	95.0ポイント	98.0ポイント	101.0ポイント
「人の役に立つ人間 になりたいと思う」 と回答した割合 (単年)	小学校	72.9% (令和３年度)	76.3%	79.7%	83.1%	86.5%	90.0%
	中学校	78.1% (令和３年度)	80.5%	82.9%	85.3%	87.7%	90.0%
体力・運動能力調査 における達成率 (単年)	小学校	65.1% (令和元年度)	80.1%	85.1%	90.1%	95.1%	100.0%
	中学校	51.8% (令和元年度)	72.5%	79.4%	86.3%	93.2%	100.0%
「将来の夢や目標を 持っている」と回答 した割合 (単年)	小学校	64.7% (令和３年度)	69.8%	74.9%	80.0%	85.1%	90.0%
	中学校	52.0% (令和３年度)	59.6%	67.2%	74.8%	82.4%	90.0%
「学級生活に満足し ている」と回答した 割合 (単年)	小学校	72.0%	81.4%	86.1%	90.8%	95.5%	100.0%
	中学校	70.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%

- ・ 各指標の調査対象は、体力・運動能力調査が小学校５年生と中学校２年生、学級生活の満足が小学校５、６年生と中学校１年生、その他は小学校６年生と中学校３年生
- ・ 学級生活の満足の指標はＱ－Ｕ、それ以外の指標は全国学力・学習状況調査における実績値

生涯学習

◆ 目 標

だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することにより、生涯学習活動への主体的な実践力を育むことを目指します。

■ 現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、自らが健康で心豊かな充実した人生を送るため、さらにはボランティア活動を通じた社会参加などにより自己実現を図るため、自主的に生涯学習や生涯スポーツの活動に取り組む意識が高まっています。

そのため、本市においてもこのような個別化・多様化する活動意欲の高まりに対し、家庭教育の支援や地域の特色を生かした学習機会、地域課題に対応する学習機会、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進が必要となっています。

また、生涯学習・スポーツ・文化活動の場である社会教育施設や社会体育施設を利用し充実した活動を行うため、これら施設の適正な維持管理や老朽化している施設の計画的な整備などが求められています。

さらに、核家族化や社会環境の変化、ICTの普及に伴い、SNSなどによる青少年問題が深刻化しています。今後は、青少年健全育成団体の活動を充実させながら家庭・学校・地域が一体となって、青少年が自立し夢や希望が持てる社会づくりを進めることが必要となっています。



米国ボート協会との交流

■ 施策の内容

（１）生涯学習の推進

- ・ 「喜多方市人づくりの指針」が市民一人一人に浸透していくよう、啓発の強化に努めます。
- ・ 社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。
- ・ 自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、公民館などによる生涯学習の機会と場を提供し、家庭教育をはじめライフステージ※¹に応じた学習機会を充実させるとともに、関係団体などとの連携により地域の特色を生かした学習機会や地域課題に対応する学習機会を拡充します。
- ・ 社会教育施設を市民が安心して利用できるよう、施設の耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築などを計画的に進めます。

（２）生涯スポーツの推進

- ・ 市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、市民のニーズを踏まえた各種スポーツイベントなどを開催し、参加者の拡大に努めます。
- ・ 市民やスポーツ関係団体が充実したスポーツ活動に取り組めるよう、指導者を対象としたスポーツ講習会などを開催し、指導者の育成と確保に努めるとともに、団体の組織強化や団体間の更なる連携強化に努めます。
- ・ 生涯にわたって健康や体力を保持・増進しながら健康的な生活を続けるため、一人一人がライフステージに応じた健康課題を正しく理解し、それぞれの年代の特徴をとらえた健康に関する知識の習得と日常的に実践できる運動・スポーツ活動を推進します。
- ・ 社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築などを計画的に進めるとともに、効率的な施設の管理と運用に努めます。
- ・ 地域に根差した生涯スポーツを推進するため、小中学校体育施設の開放数の増加に努めるほか、県営荻野漕艇場を活用したボート大会や講習会などを開催し、「ボートのまちづくり」に一層取り組みます。

（３）青少年の健全育成

- ・ 子どもたちの生き抜く力を育てるため、学校と地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進し、青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進など、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年ボランティアを育成するため、各種団体などとの連携を図り、活動の支援に取り組みます。

※1 ライフステージとは、人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のことです。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生涯学習講座の受講者数 (単年)	23,763 人	43,000 人	47,000 人	49,000 人	53,000 人	56,000 人
講師派遣事業実施数 (単年)	19 回	60 回	70 回	80 回	90 回	100 回
図書館の図書貸出し冊数 (単年)	118,431 冊	134,800 冊	135,600 冊	136,400 冊	137,200 冊	138,000 冊
生涯スポーツ活動者数 (単年)	6,031 人	9,800 人	12,600 人	15,400 人	18,200 人	21,000 人
スポーツ施設利用者数 (単年)	145,439 人	197,600 人	229,200 人	260,800 人	292,400 人	324,000 人



人づくりの指針講演会



喜多方こども駅伝大会



蔵のまち喜多方健康マラソン大会



長床ウォーク



大綱 2

第 3 節

歴史・文化

◆ 目 標

郷土の歴史や文化財の保護・保存、継承、活用と文化芸術の振興により、市民の歴史・文化等に対する一層の理解と意識の向上を図り、豊かな感性と郷土愛を育むことを目指します。

■ 現状と課題

地域の宝である貴重な文化財や文化芸術を育んできた土壌は、本市の歴史を理解するうえで欠くことのできないものであり、感性が豊かで郷土に誇りの持てる人材を育成するために、これらを良好な状態で保存・継承・活用していくことが求められています。

本市には、古くから文化芸術に親しむ風土があり、これまで文化芸術活動が活発に行われてきました。文化芸術団体の中には高齢化などで存続が難しい団体もあることから、市民の自主的活動を支援するとともに、市民のニーズを踏まえ各関係団体と連携した積極的な文化芸術事業を展開することにより、特に今後の文化芸術の担い手である子どもたちが文化芸術を身近に感じることが出来る環境づくりが必要です。また、文化芸術創造都市として文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組も必要です。

また、本市には貴重な文化財が数多く存在しています。文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化により、文化財を保存し継承する担い手が不足するなど、貴重な文化財の滅失を防ぐことが急務である一方、文化財を積極的に活用することで、地域振興・観光振興など地域活性化に貢献することが期待されています。地域に残る多様な文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で着実に文化財を保存・活用し、継承していく仕組みづくりが必要です。



中村の彼岸獅子

■ 施策の内容

（１）文化芸術に触れる機会の拡充

- ・ 市民のニーズを把握し、関係機関との連携を強化しながら、子どもの頃から文化芸術が身近に感じられる環境づくりに努めます。
- ・ 美術館において、魅力ある展覧会や関連事業を実施するとともに、「出前美術館」など館外での活動を充実し、美術館利用者の拡大を図ります。
- ・ 文化芸術活動の拡充が図られるよう、文化芸術団体の運営を支援します。
- ・ 文化芸術創造都市として、本市の豊富な地域資源を活用した喜多方ならではの文化活動を推進し文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組を実施します。

（２）地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用

- ・ 文化財の価値を明らかにしたうえで、市の文化財に指定するなど、文化財の保護・保存に努めます。また、多様な文化財を一体的・総合的に捉え、地域全体で文化財を守り、活用する仕組みづくりに努めます。
- ・ 埋蔵文化財を適切に保存するとともに、地域の歴史を学び、歴史文化への関心が高まるよう積極的な活用を図ります。
- ・ 天然記念物を適切に保護するとともに、環境の変化などにより絶滅が危惧される動植物について市の文化財指定などにより保護します。
- ・ 無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や経費の補助などにより、後継者の育成と支援に努めます。
- ・ 収集した貴重な民俗資料を適切に保管し展示するため、老朽化した民俗資料館などの計画的な施設整備を推進するとともに、民俗資料の新たな展示スペースを設けます。
- ・ 市街地の開発や生活環境の変化により失われていくまち並みを保存するため、小田付伝統的建造物群の修理・修景を継続するとともに、地域住民や関係機関と連携し、伝統的な建造物の保存・活用に取り組みます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
文化財活用事業の参加者数 (単年)	743 人	2,590 人	2,640 人	2,700 人	2,750 人	2,800 人
喜多方市美術館利用者数 (単年)	5,157 人	15,920 人	16,400 人	16,880 人	17,400 人	17,920 人

男女共同参画

◆ 目 標

男女共同参画の推進により、男女がお互いを尊重しあいながら、自らの意思に基づいて個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。

■ 現状と課題

少子高齢化の進行や社会経済情勢が様々に変化している中、個人が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、男女が共に自らの意志に基づいて、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、依然として、社会の様々な分野における方針などの立案から決定までの過程において、女性の参画が十分進んでいない状況にあり、更に男女共同参画を推進することが重要となっています。

令和 2 年度に国が策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、「男女が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる活力ある持続可能な社会」、「尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ充実した生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り込み国際社会と協調する社会」を目指し、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

本市においては、男女が互いを尊重しつつ、社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指して、喜多方市男女共同参画推進条例を制定するとともに、喜多方市男女共同参画推進基本計画に基づく取組を進めています。

今後も、家庭・学校・企業・地域などでの男女共同参画意識の浸透と女性の参画推進のための環境整備を進めていく必要があります。



男女共同参画関連講座

■ 施策の内容

(1) 男女共同参画社会の推進

- ・ 互いを尊重しあうジェンダー平等の意識づくりのため、家庭・学校・企業・地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画意識の浸透を図るための学習や啓発事業の更なる実施に努めます。
- ・ 様々な分野への男女共同参画を促進する環境づくりのため、市の審議会などへ女性の積極的な登用を図るとともに、事業所や地域活動における男女共同参画の更なる推進に努めます。
- ・ 仕事と生活の調和を図る環境づくりのため、男女が仕事と家庭を両立しやすい社会環境を整備するための更なる支援に努めます。
- ・ 市民が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、生涯にわたり安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審議会等における女性委員の割合 (単年)	30.4%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
男性の育児休業取得率 (単年)	11.1%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
男性の育児参加のための 休暇取得率 (単年)	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

- ・ 審議会等における女性委員の割合は、条例や規則に基づく本市の審議会や委員会の委員数に占める女性委員の割合
- ・ 男性の育児休業取得率は、喜多方市役所男性職員の育児休業取得対象者数に占める育児休業を取得した者の割合
- ・ 男性の育児参加のための休暇取得率は、喜多方市役所男性職員の育児参加のための休暇取得対象者数に占める育児参加のための休暇を取得した者の割合

大綱 3

安全・安心、思いやりのある、
人にやさしいまち・くらしづくり

子ども・子育て



◆ 目 標

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。

■ 現状と課題

本市における少子化は緩やかに進んでおり、若者の人口流出や晩婚化・非婚化による影響が考えられます。また、核家族化や都市化の進展、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域全体の子育て力の低下や、子どもの預け先の確保など、子育て世代が抱える課題は多岐にわたっています。そのため、子育て環境の整備や、地域全体で子育てを支援する体制づくりなど、より一層子どもを安心して産み育てることができる環境を整えていく必要があります。

併せて、妊産婦や乳幼児の健康ケアについては、安全・安心な妊娠、出産のための情報提供や検診・保健指導などの支援体制の充実が求められているほか、乳幼児期からの健康づくりや健全な食生活習慣の形成など、健やかな発育・発達に関する母子保健サービスの提供を通して、家族とともに子どもの頃からの生活習慣病予防対策をより一層推進していくことが重要となっています。

また、少子化に歯止めをかけるため、引き続き、男女の出会いの創出に努める必要があります。



ひとづくり・交流拠点複合施設（イメージ図）

■ 施策の内容

（１）保育等の充実

- ・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育の充実や子育て短期支援事業実施施設の確保に努めます。
- ・ 保育施設などの効率的な配置について検討するとともに、安全で安心な保育環境の整備や維持管理に努めます。
- ・ 就学前教育・保育の充実を図る観点から、保育士などの人材の確保に努めます。
- ・ 放課後児童対策として放課後児童健全育成事業を実施します。
- ・ 保育所や認定こども園などについては、地域における子育て支援の拠点として運営の充実に努めます。
- ・ 老朽化している児童館や児童クラブについては、他の施設の有効利用などに努めるとともに、児童の利用数の増加により手狭となっている施設については、クラブの分割や新設を含めた移転などの検討を行います。

（２）地域における子育て力の向上

- ・ 子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実や周知を図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。
- ・ 子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供や相談を行う地域子育て支援拠点事業の活用促進を図ります。
- ・ 地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の適切な維持管理と行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行います。
- ・ いじめや虐待などの早期発見とその対策に取り組み、子どもの人権を守ります。
- ・ 子育て世帯向け定住促進住宅整備計画に基づき、既存公営住宅を子育て世帯向けに改修し定住促進を図ります。
- ・ 天候に影響されず年間を通して利用できる「屋内子ども遊び場」の整備により、遊びや運動を通して親子のふれあいを深めるとともに、効果的な動作を行うことのできる遊具を取り入れることで、子どもの体力と運動能力の向上につなげます。

（３）子育て世代への支援

- ・ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において、妊娠期から子育て期における総合的相談や支援を実施し、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を推進します。

（４）安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援

- ・ 妊婦健診の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨、妊娠期からの生活習慣の見直しを図り、食生活などの生活習慣の改善を支援する保健指導を継続します。
- ・ 発育・発達に対する課題や不安について、個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。
- ・ 妊娠期や乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。
- ・ 栄養・食事の問題に関し母子保健事業の機会を活用し、育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。

- ・ 子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄養・食育対策を推進します。

(5) 出会いの創出

- ・ 世話やき人制度の活用や婚活イベントを開催するなど、男女の出会いのきっかけづくりに努めます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出生数 (単年)	234 人	320 人	320 人	320 人	320 人	320 人
妊婦一般健康診査（後期）所見ありの妊婦の割合（減少目標） (単年)	56.9%	36.0%	31.5%	27.0%	22.5%	18.0%
むし歯のない3歳児の割合 (単年)	84.4%	86.2%	87.1%	88.0%	88.9%	90.0%

- ・ 妊婦一般健康診査（後期）所見ありの妊婦の割合は、妊婦一般健康診査（後期）受診者数に占める受診結果で所見ありとなった妊婦の割合
- ・ むし歯のない3歳児の割合は、3歳児健康診査受診者に占めるむし歯のない子どもの割合





こども園の様子（第一こども園）



ちびっ子防災訓練（第二こども園）



もちつき（堂島こども園）



大綱 3

第 2 節

保健・医療・介護・福祉

◆ 目 標

保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

■ 現状と課題

本市の平均寿命（平成 27 年市区町村別生命表）については、女性は福島県 51 市町村（東日本大震災によりデータなし 8 町村除く）の中で上から 7 番目の 87.0 歳であるのに対し、男性は下から 6 番目の 80.0 歳であり、男女の平均寿命の差は 7.0 歳です。また、生活習慣病の状況では、本市のがんや循環器系疾患による死亡は、日本人全体の傾向と同様に死因総数に占める割合が高く、脳血管疾患と心疾患の死亡率（対人口 10 万人）については、国・県平均を大きく上回っている状況にあります。

このように、市民の健康に関わる数値は厳しい状況にあり、本市においては、生活習慣病、とりわけ循環器疾患の予防・改善が認知症も含めた介護予防にもつながる喫緊の課題となっています。

健康づくりに関する普及・啓発の推進については、様々な機会を捉え市民へ健康に関する情報提供を継続的に行い、市民の自己管理ができる力の醸成を支援していく必要があります。

地域医療体制については、喜多方市地域・家庭医療センターを開設し 10 年が経過した現在では、家庭医による総合的な診療が市民に受け入れられ、受診者数も順調に推移しており、県立喜多方病院閉院後の地域医療に大きく貢献してきたところです。今後は、医師の確保などの診療体制の充実を引き続き進めるとともに、高齢化の進む中山間地域の医療の確保や、小児を中心とした初期救急体制も含めた地域医療体制の充実について、関係機関との連携による取組を進めていく必要があります。

国民健康保険については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに制度の運営を担っています。このような状況を踏まえ、県と連携して制度の適正な運営を図り、きめ細かな保健事業の実施や後発医薬品の利用促進などの医療費適正化に一層取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度については、被保険者数は減少に転じているものの、一人あたりの医療費が高止まりの状況にあります。今後も、県後期高齢者医療広域連合とともに医療費適正化に努め、制度の安定化に取り組んでいく必要があります。

本市では、既に高齢化率が 35%を超え、2025 年には 40%近くに達すると予測される中、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、認知症、閉じこもり、寝たきりや高齢者虐待など、高齢者を取り巻く問題が顕在化してきています。また、地域におけるつながりが希薄化してきており、高齢者が置かれている環境は、次第に厳しいものとなっています。

このため、本市においては、高齢者の自立支援や介護支援体制、地域住民が参加した地域生活支援体制として、各関係機関や市民との連携を図りながら高齢者支援のネットワークを強化することが重要となります。また、高齢者の生活支援の総合的なマネジメントを担う「地域包括支援センター」による包括的支援事業の一層の充実に努めることが必要となっています。加えて、健康で安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、市民の健康づくりや介護予防に対する意識の向上を図りながら、太極拳ゆったり体操など本市の特徴を取り入れた介護予防サービスを提供するとともに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの推進」が重要となります。

本市の障がい者手帳所持者の近年の状況は、身体障害者手帳は減少傾向に、療育手帳は横ばいの傾向に、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。このうち、身体障害者手帳所持者の約60%は75歳以上であることから、今後、団塊の世代が後期高齢者になると、身体障害者手帳所持者が増加することが予想されます。このため、障がい者の動向を踏まえながら、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく各種障がい福祉サービスの充実に図ることが必要となっています。

生活保護受給世帯は、全国的には増加している中、福島県は横ばいから微増で推移しており、本市においては平成25年2月をピークに減少傾向となっていました。平成28年9月から増加に転じています。高齢者のみの世帯や高齢者人口は増加していることから、今後、生活環境の変化により生活困窮となるケースが少なからずあるものと考えられます。このことから、生活保護制度の適正な実施と、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の取組により、生活困窮者に対して速やかで適切な対応を図ることが必要となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた方には、喜多方市社会福祉協議会と連携を図りながら「緊急小口資金」、「総合支援資金」、「住居確保給付金」などを積極的に案内しており、生活に困窮された方のセーフティネットとなっています。

ひとり親家庭については、全国的には増加する傾向が見られますが、本市においては横ばいの傾向となっています。ひとり親家庭では、平均年間収入が一般家庭に比べ低い傾向が見られるため、生計維持や自立に向けて支援していく必要があります。



太極拳フェスティバル

■ 施策の内容

（１）生活習慣病予防対策の推進

- ・ 特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。
- ・ 脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策を強化します。

（２）健康づくりに関する普及・啓発の推進

- ・ 様々な機会を捉え市民の健康実態を周知し、健（検）診受診や生活習慣改善への動機付けにつながるよう、市広報・ホームページ・SNSなどによる情報提供を継続して行います。
- ・ 市民が食育・栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できる環境づくりに努めます。
- ・ 休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発を推進します。

（３）地域医療体制の充実

- ・ 県、医師会、県立医科大学と連携して、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実や関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。
- ・ 医師会や喜多方地方広域市町村圏組合と連携し、初期救急や二次救急体制を維持するとともに、広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実に努めます。
- ・ 県、県立医科大学などと連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの研修機能を高め、家庭医の育成・確保を促進するとともに、医師会などと連携し、医療・看護人材の育成と地域への定着を図ります。また、高齢化の進む中山間地域において医療体制を構築できるよう努めます。

（４）国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療制度に関する啓発・情報の提供、後発医薬品の利用促進や診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化などにより、医療費の適正化と制度の適切な運営に努めます。

（５）喜多方市地域包括ケアシステム^{※１}の深化・推進

- ・ 地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの体制や総合相談支援を強化することで、地域の実情を把握し、高齢者などの課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の強化を図ります。
- ・ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進します。
- ・ 認知症の早期発見・早期対応に努め、本人や家族を支えていけるよう、認知症施策を推進します。
- ・ 地域における高齢者の見守りや移動支援など、高齢者が暮らしやすい生活支援サービスの充実を図ります。
- ・ 太極拳ゆったり体操などによる介護予防の推進と高齢者に寄り添うまちづくりを推進します。
- ・ 高齢者などのニーズや課題解決に対応するため、生活支援コーディネーターの配置や生活支援支え合い会議を設置し、地域支援体制の強化を図ります。
- ・ 老人クラブやいきいきサロン、高齢者生産活動センターなどへの社会参加を促し、高齢者の生きがいを推進します。

- ・ 認知症高齢者などに対し、「権利擁護事業」「成年後見制度利用支援事業」を活用し、高齢者の尊厳を保持するとともに、関係機関との連携を強化して高齢者の虐待防止に努めます。
- ・ 近年多発する自然災害や感染症の流行を踏まえ、災害や感染症の危険から高齢者などを守るため、防災意識の向上を図るとともに、地域連携による支え合いや見守りの充実を図ります。
- ・ 適切な介護サービスを提供できるよう、介護人材の確保・育成と地域への定着を図るとともに、サービスの質の向上と介護給付の適正化に取り組みます。

（６）保健・福祉施設の整備

- ・ 高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、保健・介護・福祉施設などの整備充実を図ります。

（７）障がい者への支援

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障がい福祉サービスの充実努めます。
- ・ 障がい者（児）の自立を支援するため、特別障害者手当・重度心身障害者医療費の支給などにより福祉の増進を図ります。
- ・ 障がい者（児）の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。

（８）生活困窮世帯への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく必須事業の取組とあわせて各種任意事業の取組を推進します。
- ・ 生活保護制度の適正実施を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対して、関係機関との連携を図りながら各種支援制度の周知や支援に努めます。

（９）ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭に対する各種手当の支給や相談体制の充実を図ります。

（１０）福祉関係団体等への支援

- ・ 福祉関係団体などを支援し、地域の見守り体制や団体活動の充実を図ります。

※１ 喜多方市地域包括ケアシステムとは、「医療」「介護」「障がい福祉」「介護予防・生活支援」「住まい」が有機的に連携し、住民同士が支え合うことで、だれもが住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できる環境づくりを目指すものです。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診受診率 (単年)	23.4%	49.1%	51.2%	54.1%	57.0%	60.0%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(単年)	8.8%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	41.0%
太極拳ゆったり体操教室数 (単年)	40 教室	53 教室	56 教室	59 教室	62 教室	63 教室
認知症サポーター養成者数 (累計)	5,387 人	5,900 人	6,200 人	6,500 人	6,800 人	7,100 人
いきいき高齢者率 (単年)	81.6%	82.8%	83.4%	84.0%	84.5%	85.0%
就労継続支援利用者数 (単年)	191 人	194 人	196 人	198 人	199 人	200 人

- ・ 特定健診受診率は、国保被保険者の健診対象者に占める特定健診を受診した者の割合
- ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率は、平成20年度を基準としたメタボリックシンドローム該当者及び予備軍推定数に占める当該年度にメタボリックシンドローム該当者及び予備軍でなくなった者の割合
- ・ いきいき高齢者率は、65歳以上に占める要介護1～5及び要支援2の認定を受けていない者の割合



新型コロナウイルスワクチン集団接種



生活支援えあい会議



喜多方市地域・家庭医療センター ほっと☆きらり

消防・防災



◆ 目 標

消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、災害に強いまちを目指します。

■ 現状と課題

わが国は、地震や風水害などの自然災害にさらされることが多く、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、本市においても大きな被害が発生した平成 25 年 7 月の豪雨災害、さらには平成 28 年 4 月の熊本地震、令和元年 10 月の東日本台風など、大規模な自然災害が相次いで発生しています。このような地震や豪雨などによる自然災害に加え、火災などの市民生活を脅かす各種災害に対し、被害を最小限に抑える対策を常に講じておくことが重要です。

このような中であって、本市においては、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」、国民保護法に基づく「国民保護計画」の随時見直しを行うとともに、消防体制の充実を図り、各種災害に対する防災体制の強化に努め、情報伝達体制の整備や防災行政無線の更新により、災害発生時には迅速な情報伝達を行い、速やかな避難体制の確立を図ることが求められています。また、急病者発生時などの迅速な対応のため、救急救助体制の充実強化に努める必要があります。



防災訓練



防災ラジオ

■ 施策の内容

（１）消防体制の充実

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部や喜多方市消防団との円滑な連携、消防団活動に女性ならではの視点を生かすための女性の入団奨励、社会情勢などの変化に対応した消防団組織の再編成を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。

（２）防災体制の強化

- ・ 地域の防災力を強化するため自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者など避難行動要支援者を守るため、各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの協力を促進します。
- ・ 災害発生時の円滑で速やかな情報伝達や被害復旧活動を行うため、防災行政無線のデジタル化や防災ラジオの配付など情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した緊急情報伝達体制の確立、他自治体や事業所との災害協定の締結により体制の充実に取り組みます。
- ・ 国民保護計画に基づき、各関係機関と連携しながら武力攻撃災害などに対処していきます。
- ・ 喜多方市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害などが発生しても被害を最小限に留め迅速な復旧・復興を図ります。

（３）避難体制の確立

- ・ 災害時における市民の避難誘導などを迅速かつ的確に行うため、地域防災計画に基づく避難指示などの判断基準や情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行います。
- ・ 災害発生時における被災者救済のため、流通備蓄を基本とするとともに、未使用公共施設などを活用し、災害備蓄品の充実に努めます。
- ・ 避難所の設置運営について、新型コロナウイルスなどの感染症対策を徹底するとともに、民間施設の利活用を進めます。

（４）救急救助体制の充実強化

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携により、市民への救急救命に関する知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
火災発生件数 (減少目標) (単年)	22 件 (令和２年)	20 件 (令和４年)	20 件 (令和５年)	20 件 (令和６年)	20 件 (令和７年)	20 件 (令和８年)
F M防災ラジオの配布 世帯率 (累計)	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自主防災組織数 (単年)	78 組織	90 組織	95 組織	100 組織	105 組織	110 組織

- ・ F M防災ラジオの配布世帯率は、全世帯数に占めるF M防災ラジオを配布した世帯数の割合

生活・安全

◆ 目 標

交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指します。

■ 現状と課題

道路交通網の発達、自動車保有台数や運転免許取得者の増加など、自動車は日常生活に必要不可欠なものとなっている反面、運転者の高齢化など、交通事故が発生する要因も増えてきている現状にあります。

また、核家族化・情報化社会の進展により、市民が犯罪に遭うケースも増えてきており、子どもに対する声掛け事案の発生、特殊詐欺や架空・不当請求などの悪質商法によるトラブルなど、多様化・凶悪化する犯罪への対応も喫緊の課題となっています。

これらの交通事故や犯罪を防止するために、市民の安全・安心を確保するための体制の整備を進めると同時に、交通安全の推進と防犯体制の充実を図り、市民一人一人の防犯や交通安全意識の高揚を促していく必要があります。

また、近年、有害鳥獣の生息域が、中山間地域などを中心に全国的に拡大し、人的被害や農作物被害をもたらしています。本市においても、ツキノワグマによる人的被害が発生していることなどから、捕獲など有効な対策を講じていくことが求められています。

さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射線の影響については、今後も市民の不安解消のため、放射線関連の情報の提供を行う必要があります。



交通安全市民大会パレード

■ 施策の内容

（１）交通安全の推進

- ・ 警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 交通事故被害者を救済するため、市民交通災害共済への加入促進や交通遺児に対する支援を図ります。
- ・ 高齢者による交通事故減少の観点から、運転免許証自主返納者に対する支援を図ります。
- ・ 交通事故による乳幼児の被害の軽減を図るため、チャイルドシートなどの購入者に対する支援を図ります。

（２）防犯体制の充実

- ・ 警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図ります。

（３）市民相談の充実

- ・ 複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談・法律相談・行政相談の充実に努めます。
- ・ 悪質商法などによるトラブルなどの相談や苦情に対応するため、消費生活センターによる相談体制の充実に努めます。

（４）野生動物による人的被害防止

- ・ 野生動物の出没時には、警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、人的被害の未然防止に努めます。
- ・ 集落環境診断を行い、実態を把握し、未利用果樹の伐採など野生動物を誘引しない環境づくりに集落ぐるみで取り組むことへの支援や、有害鳥獣の捕獲駆除などの対策を行います。

（５）放射線関連の情報の提供

- ・ 放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線などのモニタリングと結果の公表を行います。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
交通事故による死傷者数（減少目標） （単年）	62 件 （令和元年） 39 件 （令和２年）	56 件 （令和４年）	54 件 （令和５年）	52 件 （令和６年）	50 件 （令和７年）	48 件 （令和８年）
刑法犯発生件数 （減少目標） （単年）	125 件 （令和２年）	125 件 （令和４年）	122 件 （令和５年）	119 件 （令和６年）	116 件 （令和７年）	113 件 （令和８年）

- ・ 交通事故による死傷者数は、令和２年は新型コロナウイルス感染症防止対策などの影響を受けていると推測されることから、現状値は令和元年と令和２年を記載した。

社会基盤



◆ 目 標

市民生活や産業などを支える社会基盤の整備・維持管理の推進により、安全で快適なくらしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指します。

■ 現状と課題

市民生活に密着した社会基盤については、快適な日常生活に必要不可欠なものであると同時に、災害時の防災力の向上や、経済活動の効率性・生産性の向上などに資するものです。これまで整備された社会基盤の老朽化が進みメンテナンスに係る費用の増加が見込まれる中、社会基盤がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、既存施設の計画的な修繕・更新などに取り組み、長寿命化を図ることが重要となっています。また、今後の社会基盤の整備にあたっては、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン※¹の考え方を取り入れていくことが必要とされています。

本市の道路状況については、地域間の交流と観光資源の活用を促進し、本市の均衡ある発展を図るため、幹線道路の整備が急務となっています。また、市街地の道路については、幹線道路との関係のほかに、沿道の景観と一体となった地域の賑わいや安らぎを創出するため、道路空間の多面的利用の重要性が増しています。今後、国・県・市道の整備促進、また歩道などの交通安全施設や除雪の充実については、地域全体を見据えつつ、地域住民が安全・安心に暮らし続けられるように努めるとともに、除雪に伴う堆雪場所の確保など、市民と一体となった取組の充実が求められています。

公園整備については、公園予定地の計画的な整備を行うとともに、公園長寿命化計画に基づき、既存の公園施設の適切な維持管理や更新などを行い、施設の長寿命化と維持管理費の縮減・平準化を図る必要があります。

水道事業については、水道普及率が福島県平均と比較しても低いことから拡張工事や水道加入促進が課題となっているとともに、水道施設の老朽化への対策として、計画的な改修工事や施設の更新が必要となっています。また、水道の未普及地区に対しては、支援を行う必要があります。

汚水処理事業については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により整備を推進していますが、未だ汚水処理人口普及率は全国平均と比較しても低い状況にあります。その中でも公共下水道事業については、国は令和8年度までに下水道全体計画人口の95%以上の普及達成を目標に掲げており、今後の目標達成に向けて下水道整備区域の見直しを行うとともに、早期に未普及地域の解消を推進していくことが必要とされています。

※1 ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすい施設や製品などをデザインすることです。

さらに、持続可能な下水道事業経営のため、効率的な整備を推進するとともに、下水道への加入促進が喫緊の課題となっています。

公共交通は、車社会の進展や人口の減少に伴い、利用者が減少していますが、高齢者や児童生徒などの移動手段の確保や交流人口の拡大にとって必要不可欠なものです。今後は、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性をより向上することが課題となっています。

空き家については、近年、少子高齢化などによる人口減少社会の進行により増加傾向にあります。所有者の高齢化や遠隔地居住、経済的事情などにより適正な管理が行われない空き家は、防災や衛生、景観などの地域の住生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者などによる適正管理や利活用の促進など、新たな空き家の発生を抑制することが課題となっています。

公営住宅については、低所得者などのためのセーフティネットであり、市民の豊かな住生活の実現に向けて整備が必要とされています。本市では、現在、796戸の公営住宅などを管理していますが、耐用年数を経過している住棟や老朽化した建物が多くなってきており、今後は、市営住宅などの整備や適切な維持管理により長寿命化を図る必要があります。

公共施設や住宅の耐震化については、平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月の熊本地震のような大規模な地震災害に対して、被害を最小限に抑えるための対策を常に講じておくことが重要です。

地域情報化については、情報通信技術（ICT）の発達により、国では、すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）が高度に融合し、これまでにない新たな価値を生み出すことで様々な課題や困難を克服する新たな社会 Society5.0 の実現を目指しています。

本市においても、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していくDX（デジタル・トランスフォーメーション）※2の推進とあわせ、デジタル社会構築への取組を推進する必要があります。



除雪の様子

※2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することです。

■ 施策の内容

（１）くらしや産業を支える道路環境の整備

- ・ 生活環境の向上や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築します。
- ・ 各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国・県道については積極的に働きかけを行い、整備促進を図ります。
- ・ 各地域の安全・安心を確保するため、行政区間や通学路に公設街路灯を整備するとともに、行政区内の街路灯整備に対する支援を行います。
- ・ 行政区が事業主体となっていく道路整備に対して、生活道路整備事業などにより支援します。
- ・ 道路や道路構造物などの持続可能な維持管理に努めます。
- ・ 地域の実情に即した除雪体制を整備し、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保が図れるよう的確でスムーズな除雪に努めます。

（２）快適で住みよい生活環境の形成

- ・ 通行者の安全確保や利便性の向上など交通や連絡機能の充実に努めます。
- ・ 市全体の公園整備状況を考慮し、年次計画により整備を推進します。
- ・ 公園長寿命化計画に基づき、遊具などの改修を推進します。
- ・ 生活環境の向上を図るため、都市下水路の維持・管理を推進します。
- ・ 行政区が主体となって進める水路の整備・維持管理を支援します。
- ・ 準用河川などの適正な整備や維持・管理に努めるとともに、一級河川の整備促進については、関係機関に積極的な働きかけを行います。
- ・ 道路、公園、公共建築物などの公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。

（３）安定した水道水の供給と污水处理の普及拡大

- ・ おいしくて安全な水を安定して提供するために、引き続き、水源管理と水質管理に努めます。
- ・ 上水道未整備地区の整備推進と未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 施設や管路の再構築・再配置・耐震化を念頭に置き、老朽化した配水管などの布設替えや、浄水・配水施設の計画的な更新に努めます。
- ・ 水道の未普及地区において、飲用井戸の衛生を確保するため浄水設備設置を支援します。
- ・ 公共下水道未普及地区解消のための整備を推進するとともに、区域内の未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 人口減少や少子高齢化を踏まえ、集合処理区域から個別処理区域へ移行するため、早期に下水道全体計画の見直しを行うとともに整備を進めます。
- ・ 下水道の整備が見込めない区域において、浄化槽の設置を促進し、汲み取り便槽または単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合、上乗せ補助を行います。
- ・ 持続可能な污水处理サービスのため、施設・設備の適正な維持管理に努め、効率的な運営を図ります。

（４）公共交通の充実

- ・ 鉄道交通の利便性を高めるため、ダイヤの改正、輸送力の充実強化や駅構内のバリアフリー化などの施設改善について、関係機関に働きかけるとともに乗車券類受託販売業務を継続して行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・ 会津鉄道・野岩鉄道への支援と利便性の向上などを働きかけるとともに、鉄道利用についての普及啓発を行い、利用促進に努めます。
- ・ バスの運行を支援するとともに、地域公共交通計画に基づき持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。

（５）良好で安全・安心な住環境の整備

- ・ 空き家の適正管理を市民や所有者に対し啓発するとともに、利活用に対する支援を推進するなど空き家の発生の抑制に努めます。
- ・ 公営住宅などの整備・維持管理に努め、既存ストックの活用を図ります。
- ・ 低所得者、高齢者、障がい者などの要配慮世帯に対し、低家賃での住宅提供に努めます。
- ・ 地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行います。

（６）有効的な土地利用等の推進

- ・ 市街地などの有効的な土地利用と都市機能などの配置により、魅力的かつ利便性の高いコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり※³に取り組みます。
- ・ 土地の地番、地目、境界、所有者を調査するとともに、地籍図や地籍簿を作成し、国土調査の事業を推進します。

（７）地域情報化の推進

- ・ 最新の情報通信技術の動向を調査するとともに、住民の利便性向上や地域が抱える課題解決のためのツールとしての情報通信技術の利活用について研究・検討します。
- ・ 携帯電話サービスの５Ｇ化などの情報通信基盤の高度化に向け、関係機関などへ働きかけを行い、地域情報化の推進を図ります。
- ・ 住民の利便性向上や行政サービスの効率化の観点から、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を図ります。

※３ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとは、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すことです。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
道路橋の修繕による対策数 (累計)	12 件	24 件	34 件	44 件	49 件	55 件
1 級市道の舗装補修の対策率 (単年)	49.6%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%
水道普及率 (単年)	89.2%	89.4%	89.5%	89.7%	89.8%	90.0%
汚水処理人口普及率 (単年)	62.8%	67.5%	69.8%	72.1%	74.5%	76.8%
水洗化率 (単年)	91.6%	92.3%	92.7%	93.0%	93.4%	93.8%
一人あたりの都市公園面積 (単年)	7.89 m ²	8.66 m ²	8.70 m ²	8.75 m ²	8.80 m ²	8.89 m ²
地域内公共交通利用者数 (単年)	25,960 人	28,000 人	29,000 人	30,000 人	31,000 人	32,000 人
木造住宅耐震診断の実施件数 (累計)	46 件	54 件	62 件	72 件	82 件	92 件
空き家等解体撤去件数 (累計)	116 件	154 件	173 件	192 件	211 件	230 件
携帯電話基地局の整備数 (累計)	3 局	9 局	12 局	15 局	18 局	19 局

- ・ 1 級市道の舗装補修の対策率は、補修が必要な 1 級市道の延長 (km) に占める補修を行った 1 級市道の延長 (km) の割合
- ・ 水道普及率は、行政区域内人口に占める給水人口の割合

- ・ 汚水処理人口普及率は、行政人口に占める「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併浄化槽」を利用できる人口の割合
- ・ 水洗化率は、「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併浄化槽」を利用できる人口に占める「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併浄化槽」を利用している人口の割合
- ・ 地域内公共交通年間利用者数は、市町村をまたぐ広域路線バスを除いた市内の公共交通（予約型乗合交通「みんな号」、まちなか循環線等）の年間利用者数。
- ・ 携帯電話基地局の整備数は、市内携帯電話基地局において高度化（5G化）した数。



半在家橋



御殿場公園



予約型乗合交通「みんな号」

大綱 4

自然との共生と
元気なふるさとづくり



大綱 4

第 1 節

協働・地域コミュニティ・市民活動

◆ 目 標

市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指します。

■ 現状と課題

現在、市民によるまちづくり活動や地域コミュニティ活動などの地域活動が様々な形で取り組まれており、また、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動に参加する市民も数多く見られるなど、地域貢献意識は高まりつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化、過疎化、さらには市民の価値観やライフスタイルの多様化が進むことによる人々のつながりの希薄化など、地域コミュニティの衰退や共同作業の困難化など地域活力の低下が懸念されています。

このような中、将来にわたる地域活力の維持向上やそれぞれの地域が抱える課題の解決のためには、市と市民あるいは市民同士など複数の主体が連携・協力する、いわゆる協働の取組が不可欠です。今後は、更に協働の意識を高めながら、地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を図っていく必要があります。

他方、本市は平成 19 年 12 月 20 日に核兵器廃絶と世界平和を願い「非核平和のまち宣言」を行いました。今後も、市民一人一人が非核平和への関心を高く持つことが大切であり、非核平和のまち宣言の普及啓発を進めていく必要があります。



町民運動会

■ 施策の内容

（１）協働の意識の醸成

- ・ 地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、各種講演会の開催などにより、市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成を図ります。

（２）地域コミュニティの支援

- ・ 行政区など地域のコミュニティを担う組織が活用できる支援制度の情報提供や各種補助制度などにより、地域の実情に応じた支援を行います。
- ・ 行政区自らが主体となって地域社会の活性化に貢献し、その活動が他の行政区の模範となるものを表彰し、地域の様々なコミュニティ活動を推進します。
- ・ 地縁団体の設立などに関する適切な支援と認可事務を行います。
- ・ 人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持活性化に向けた支援を行います。
- ・ 地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自らが地域のことを考え、課題解決に向けたモデルとなる取組を支援します。

（３）市民活動の推進

- ・ ボランティア団体やNPO法人などと連携し、市民活動の推進を図ります。

（４）非核平和のまち宣言の普及啓発

- ・ 市民の非核平和への関心を高めるとともに、市民共通の願いである非核平和を推進するため、非核平和のまち宣言の普及啓発を図ります。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
NPO法人やボランティア団体、公益性のある一般社団法人との協働事業数（単年）	19 件	26 件	27 件	28 件	29 件	30 件
NPO法人組織数・一般社団法人数（単年）	25 団体	29 団体	30 団体	31 団体	32 団体	33 団体
協働のまちづくり推進事業等の採択件数（累計）	227 件	327 件	377 件	427 件	477 件	527 件
公園サポート団体との協定数（累計）	35 件	35 件	36 件	36 件	37 件	37 件
道路サポート協定数（累計）	20 件	21 件	21 件	22 件	22 件	22 件

- ・ 一般社団法人は、市民活動支援センターに登録のある団体数



グリーン・ツーリズム（農泊）



平和のための戦争展



手話奉仕員養成講座



ボート講習会

移住・定住

◆ 目 標

若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指します。

■ 現状と課題

地方都市では、現在も首都圏などへの人口流出が続いており、特に将来世代の形成が期待される若い世代が流出する人口の社会減と、合計特殊出生率の低下、高齢化の進行という人口の自然減があいまって、人口減少が進んでいます。

本市における人口の社会動態の推移は、平成 18 年の市町村合併以降も、転出超過の状況が続いています。住民基本台帳による転出者の年齢層については、令和 2 年では 20 歳から 24 歳が最多となっており、若年層の人口流出が見られます。平成 22 年以降、企業誘致・雇用確保などの産業の振興や、「住むなら喜多方！若者定住促進事業」、「多世代同居住宅取得支援事業」、「移住・定住促進事業」、「子育て世帯向け定住促進住宅の整備」などの移住・定住策に力を入れたことにより、転出超過数は大きく減少傾向にあるものの、今後も、特に若年層の市外への流出を抑制し、市内への定着を促進していく必要があります。

一方で、近年、都市部では田舎暮らし志向が高まりつつあり、地方への移住を検討している若年層の割合が増加している傾向にある中、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたテレワークの普及などにより、移住への関心はより一層高まっています。今後は、これら若年層などに対し、移住に向けた支援などを行うことで、本市への移住を促進し、人口減少や高齢化が進む地域の維持・活性化にもつなげていくことが必要となっています。



移住フェア

■ 施策の内容

（１）移住の促進

- ・ 移住相談窓口の充実や本市での暮らしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境の整備を推進します。
- ・ 移住のための住まいや仕事などについて支援するとともに、首都圏などに向けて本市での田舎暮らしについて情報発信を行います。
- ・ 新たな人の流れを創出するため、新しい働き方に対応した環境整備を行うとともに、地域おこし協力隊の設置や関係人口※¹の拡大に向けた取組を推進します。

（２）定住の促進

- ・ 若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進します。
- ・ 定住促進住宅の整備など、若年層の住まいの確保や支援に取り組みます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
移住相談窓口を通じた 県外からのＵＩＪター ン者数（累計）	86 人	126 人	146 人	166 人	186 人	206 人
市人口の転出超過数 （減少目標） （単年）	181 人 （令和２年）	125 人 （令和４年）	97 人 （令和５年）	69 人 （令和６年）	41 人 （令和７年）	17 人 （令和８年）



子育て世帯向け定住促進住宅

※１ 関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。



大綱 4

第3節

連携・交流

◆ 目 標

多様な連携と交流を通じ、ひと・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指します。

■ 現状と課題

人口減少が進み、市を取り巻く環境が様々に変化していく中、地域の活力を維持し、市民福祉の向上や地域における課題解決を図るためには、共通する行政課題を抱える市町村、大学、民間企業などとの連携と交流の推進がますます重要となっています。

本市は、隣接する北塩原村・西会津町とともに喜多方地方広域市町村圏組合を組織し、広域行政を推進しているほか、会津総合開発協議会をはじめ、市町村などで組織する地域規模から全国規模までの様々な協議会などに加入し、共通する行政課題への対応を行っています。さらに、県内外の市町村間、大学、民間企業などとの個別分野での協定などにより連携体制を築いているほか、友好都市との交流を進めています。

今後も、これらの連携や交流を深め、様々な分野での課題解決に取り組むとともに、自治体中心の地域間交流から、個人や民間団体などによる自主的な交流へと発展させ、ひと・もの・情報の流れを活発化することで、本市の地域の魅力や活力の向上を図っていくことが必要とされています。

また、本市の国際交流の現状として、姉妹都市を含む外国の都市との交流、本市に居住している外国人を対象とした日本語教室や市民の国際感覚を醸成するための事業に取り組んでいます。

このような中、全国的に外国人技能実習生の受入が増加していることから、外国人住民に対する支援策が求められているところであり、本市においても市民の異文化理解・相互理解を深め、多様性を生かした国際交流や多文化共生社会の推進を図り、生活者としての外国人への対応を整備する必要があります。

さらに、令和3年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本市は「復興ありがとうホストタウン」として、東日本大震災の際にご支援いただいた国・地域との交流の中で、音楽・スポーツ・食をはじめとする相手国・地域の文化を学ぶとともに、本市の魅力を世界に発信し、地域の活性化に繋げることができたところでもあります。

今後は、アメリカ合衆国との交流の絆を育んでいくとともに、震災を風化させることのないよう相手国・地域への感謝を持ち続け、友好深化に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

（１）地域間等の連携と交流の推進

- ・ 関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。
- ・ 友好都市である東京都東大和市や千葉県香取市など他市町村との行政分野での協力関係・連携関係を深めるとともに、市民や民間団体間での産業・文化分野などの交流へと発展するよう地域間交流活動を推進します。
- ・ 大学、民間企業などとの連携により、様々な分野での地域課題の解決に努めます。

（２）国際交流及び多文化共生の推進

- ・ 市民が国際理解を深める機会を拡大するため、アメリカ合衆国ウィルソンビル市や中国宿遷市との交流を推進するとともに、民間団体の国際交流活動を支援することにより、市民の国際感覚の醸成に努めます。
- ・ 市民の多文化共生意識の啓発に努め、外国人住民向けに生活情報の提供や相談体制の環境整備を図ります。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
連携協定等締結数 (累計)	69 件	71 件	72 件	73 件	74 件	75 件
国際交流活動参加者数 (単年)	128 人	202 人	239 人	276 人	313 人	350 人



国際交流



大綱 4

第 4 節

生活環境・景観

◆ 目 標

清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成により、心豊かな生活ができるまちを目指します。

■ 現状と課題

本市には、飯豊連峰や雄国山麓をはじめとする山並みと清らかな川が形成する景観、緑豊かな田園風景、そして心地よい町並みなど、他に誇れる良好な風景・景観があり、環境美化活動や文化財保護活動などの地道な取組により、その保全に努めてきました。今後は、景観そのものを地域資源と捉え、その保全のみでなく、より積極的に良好な景観の形成を図っていくことが課題となっています。

本市では、豊富な水と清らかな水路を維持するため、清流対策に取り組み、水源や用水路などの現況調査、水路や側溝の清掃を実施するとともに整備に努め、冠水や素堀水路の解消を図ってきました。今後は、安定した流水の確保を図っていくとともに、水路整備計画の検証、水路の維持管理体制の確立などが課題となっています。

近年、市民の環境に対する関心が高まってきており、企業や市民団体などによる、道路や市街地・観光地に散乱するごみや空き缶などの清掃美化活動を中心に、環境を意識した取組が積極的に展開されています。しかし、一部では空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、山間部では家電製品や粗大ごみなどの不法投棄が見られるため、引き続き、環境美化活動などを推進するとともに、ごみの散乱防止に努め、人々の心に潤いと安らぎを与える環境を整備していくことが必要となっています。

また、市民生活に影響を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除により、生活衛生の確保に努める必要があります。



町並み（南町の無電柱化）

■ 施策の内容

（１）良好な景観の保全と形成

- ・ 景観に対する市民の意識の醸成を図り、地域の自主的な景観形成に関する活動を支援します。
- ・ 「景観計画」と「景観条例」の適切な運用により、豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観の形成を図ります。

（２）清流対策の推進

- ・ 水路や側溝に年間を通して安定した流水と流量を確保するため、市民が行う清掃活動の促進と支援に努めます。

（３）環境の保全

- ・ 良好な環境を将来の世代に継承していくため、環境基本条例に基づき、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責務において、環境の保全に努めます。
- ・ 美しいまちづくりのため、散乱ごみなどをなくし、ポイ捨てや不法投棄に対する監視を強め、ごみの適正な処理を推進するとともに、市内一斉清掃の実施など清掃活動の促進と支援に努めます。
- ・ 豊かな自然環境の保全・保護や活用の促進に努めます。

（４）害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除

- ・ 害を及ぼすねずみなどの小動物や害虫による生活衛生の悪化を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地区清掃実施行政区数 （単年）	145 地区	240 地区	248 地区	256 地区	264 地区	272 地区
河川の生物化学的酸素 要求量（BOD）※１ （減少目標）（単年）	＜田付川＞ 1.3 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ
	＜濁 川＞ 1.4 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ
「まちなみ景観形成事業」「伝統的建造物群 保存地区保存事業」補助金活用件数（累計）	18 件	28 件	33 件	38 件	43 件	48 件

※１ BODとは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されたときに消費される酸素の量であり、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標のことです。基準はA A～Eまであり、Eが最も汚い水となります。現状値はA（2.0 mg/ℓ以下）に属しており、目標値は環境基準の中で最もきれいなA A（1.0 mg/ℓ以下）に設定しています。



大綱 4

第 5 節

循環型社会・自然環境

◆ 目 標

限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

■ 現状と課題

これまでの経済・社会システムは、日常生活や経済活動の中で様々な用途に使用されるプラスチックなどによるごみ問題、二酸化炭素の大量排出が主な原因と考えられる地球温暖化という、化石燃料の利用に起因する環境問題を引き起こしました。また、地球温暖化の進行により、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まると予測されるなど、気候変動問題は喫緊の課題となっており、資源の消費を抑制し環境負荷を抑えた循環型社会と、二酸化炭素排出実質ゼロの脱炭素社会という持続可能な社会の形成が求められています。

国際社会においては、2015 年、温室効果ガス排出削減などの枠組みとしてパリ協定^{※1}が採択され、平均気温上昇の抑制の追求のため、今世紀後半に温室効果ガス^{※2}の人為的な排出と吸収を均衡させるなどの目標が掲げられ、すべての国が温室効果ガス排出削減へ向けた様々な対策をとることが決められました。2020 年、我が国においても、政府による 2050 年カーボンニュートラル^{※3}実現が表明され、本市においても、地球環境問題はより身近で重要な課題となっていることから、その対策に市民全体で取り組むため、2021 年 9 月に「喜多方市カーボンニュートラル宣言」を行ったところです。

本市では、近年のライフスタイルの変化に伴い、大量消費・大量廃棄が進み、ごみ全体の排出量は人口減少率に比べ、減らない状況にあります。ごみの減量化（リデュース）によって焼却由来の二酸化炭素排出への対策を進めることはもとより、資源としての循環利用（リユース・リサイクル）によるごみの適正な処分によって、資源効率性の向上と脱炭素化の同時達成に取り組む必要があります。また、電気やガソリンなどの使用量の増加は、温室効果ガスの排出による地球温暖化への影響が大きいことなどから、日常生活をはじめ、経済・社会活動などあらゆる場面において、省エネルギーの推進が求められています。さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、自立・分散型エネルギーシステム^{※4}の必要性が高まっており、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を一層推進することが必要となっています。

※1 パリ協定とは、2015 年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、京都議定書以来 18 年ぶりに採択された新たな法的拘束力のある国際的な合意文書のことです。これにより、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務づけられました。

※2 温室効果ガスとは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などのことです。

※3 カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことで、排出した二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの量から、森林などによる吸収量や除去量を差し引いた、実質ゼロをすることを意味しています。

※4 自立・分散型エネルギーシステムとは、エネルギーを使用する場所・施設の近くに各々電力需要に応じた発電設備を配置することで、常時はエネルギーの安定供給に有効で、災害などの非常時には自立してエネルギーを供給できる仕組みのことです。

■ 施策の内容

（１）廃棄物減量化の促進

- ・ 市民や事業者の３Ｒ^{※５}活動を促進し、ごみ排出の抑制、資源物の分別徹底により、廃棄物の減量化に取り組めます。
- ・ 木くずや生ごみなどの有機性資源による民間事業者のバイオマス利用を支援し、資源の循環的利用を促進します。

（２）環境負荷の低減

- ・ 市民や事業者に対して、環境にやさしい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進し、限りある資源の有効活用に努めます。

（３）省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・ 2050年二酸化炭素実質排出ゼロの実現に向け、市民や事業者に対して、アドバイザーの派遣やＺＥＢ・ＺＥＨ^{※６}化などの後押しによる省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発に取り組めます。
- ・ 市民や事業者に対して、再生可能エネルギー設備導入のための支援や啓発などを行い、再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、蓄電池などの活用による自家消費型再生可能エネルギーの普及推進に取り組めます。
- ・ 地域内で発電された電力を地域内で供給する地域新電力の取組を後押しするなど、エネルギーの地産地消による地域経済循環の向上を図り、持続可能なまちづくりに取り組めます。
- ・ 公共施設において、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に率先して取り組めます。
- ・ 新たな技術についての情報収集や導入の検討を行います。



喜多の郷小水力発電

※５ ３Ｒとは、「Reduce リデュース（発生抑制）、Reuse リユース（再利用）、Recycle リサイクル（再生利用）」の３つのＲの総称のことです。

※６ ＺＥＢ・ＺＥＨ（ゼブ・ゼッチ）とは、それぞれ「net Zero Energy Building, net Zero Energy House」の略称で、建築物におけるエネルギー消費量を設備の省エネ性能や再生可能エネルギーの自家消費などにより削減し、年間でのエネルギー消費量が正味でゼロとなる建築物のことです。

■ 指 標

指標名	現状値	目標値				
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一人一日あたりのごみ 排出量（資源物を除く） （減少目標） （単年）	901 g	883 g	876 g	869 g	862 g	855 g
リサイクル率 （単年）	18.5%	20.5%	21.5%	22.6%	23.7%	25.0%
再生可能エネルギー導 入率 （累計）	54.7%	55.1%	55.3%	55.7%	56.3%	56.9%

- ・ リサイクル率は、市内で排出されている一般廃棄物に占める資源物の割合
- ・ 再生可能エネルギーの導入率は、市全体のエネルギー使用量（推計値）に占める再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、大規模水力発電、風力発電、バイオマス熱利用など）の導入割合

※ 再生可能エネルギー導入率については、「再生可能エネルギービジョン 2017～2026（平成 29 年度策定）」及び「再生可能エネルギービジョンアクションプラン（前期）」に基づき、最終目標値を 56.9%としています。再生可能エネルギー導入の拡大や加速化など情勢の変化を踏まえて、令和4年度に「再生可能エネルギービジョン」を見直すとともに、「再生可能エネルギービジョンアクションプラン（後期）」を策定する予定であり、以下の取組などにより再生可能エネルギーの導入を最大限に図っていきます。

- ・ 市有施設における再生可能エネルギーの導入加速化
- ・ 電力需給契約の変更による再生可能エネルギー導入のための効果・経済性・切替手法の検討
- ・ 市民や市内事業者に対する再生可能エネルギー設備導入支援の継続・拡充の検討



太陽光発電

計画の実現に 向けて

計画の実現に向けて

総合計画に掲げる諸施策を確実に実行し、将来の都市像に向けて着実な進展を図るため、以下のような持続可能な行財政運営を推進します。

（１）行政評価の推進

- ・ 基本計画の実施状況を評価する「施策評価」と実施計画に掲げる事務事業を評価する「事務事業評価」を実施し、評価結果の施策展開への反映に努めます。

（２）効率的な行政組織体制

- ・ 社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できる効率的な組織体制を確立するとともに職員定員の適正化や人材育成を推進します。また、部局間や本庁と総合支所との連携を強化した行政運営を図ります。

（３）市民の意見・意向を把握

- ・ 審議会などや事務事業への市民参画を促進するとともに、パブリックコメント制度^{※１}やアンケート調査、市民懇談会などにより、市民の意見・意向を施策展開に反映していきます。

（４）市政情報の発信

- ・ 広報紙、ホームページ、説明会などにより市政に関する情報を発信します。

（５）ＩＣＴを活用した行政事務の効率化

- ・ ＩＣＴを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。
- ・ ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、市民の誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会の実現を目指します。

（６）計画的で健全な財政運営

- ・ 中期財政計画により、収支均衡を見通した中での財政運営を行います。また、市債バランスや財政指標の管理、費用対効果分析の活用による事業効果の判断、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成などにより、健全な財政運営を図ります。

※１ パブリックコメント制度とは、基本的な施策に関する条例などを策定する際に、市民に内容を公表し、寄せられた意見を整理したうえで最終的な意思決定を行うもので、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度のことです。

（７）自主財源の確保

- ・ 税負担の公平性の原則を確保するため、課税客体の適切な把握と収納率の向上に努めます。また、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化に努めます。

（８）市有財産の有効活用

- ・ 土地や建物などの遊休財産の適正な管理に努めるとともに、貸付や譲渡により有効活用を図ります。

（９）公共施設の適正配置と整備

- ・ 公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組むとともに、最適な行政サービスを提供するため、市民が利用しやすく、安全で安心な公共施設の整備を図ります。
また、公共施設の整備や改修などにおいては、計画的な実施による歳出予算の平準化を図るとともに、資産総量の適正化に努めます。

（１０）民間活力の活用

- ・ 施策を効率的・効果的に推進するため、必要に応じ民間委託や指定管理者制度※^２など民間活力を活用します。

※２ 指定管理者制度とは、地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）の管理・運営を、民間事業者やその他の団体に委託することができる制度のことです。公の施設の管理・運営に民間などのノウハウを導入することで、市民サービスの質の向上や行政コストの削減を目指すものです。

資料編

総合計画中間見直し（主な変更点） 大綱 1

■ 施策の内容

分 野	施策の内容
農 林 業	・他産業並みの所得が確保できる経営体への発展支援 ・人・農地プランの作成や農地中間管理事業、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消 ・収益性の高い園芸作物の生産拡大や水稻との複合経営化、高品質で安定した収量が確保できる施設化・栽培体系の導入推進 ・園芸作物、ソバなどの土地利用型作物や非主食用米への作付転換の推進 ・直播や密苗栽培などの省力栽培技術の導入推進 ・コシヒカリと作期が異なる多収品種の導入推進 ・化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組の推進 ・間伐材から生産された木質チップの活用
商 業	・キャッシュレス化などの新しい生活様式に対応した商業の推進
工 業	—
雇用・労働	—
観 光	・観光客の滞在時間の延伸による観光消費活動の活性化 ・宿泊につながるコンテンツや体験・周遊プランの造成に向けた取組促進 ・観光物産協会との協働による魅力的な観光受入体制の充実 ・会津縦貫南道路や東北中央自動車道など広域交通網の活用による広域観光の推進 ・外国人観光客の誘客促進 ・首都圏の学校などに対する戦略的な教育旅行の誘致 ・新たな体験コースの開発や体験メニューの造成促進 ・友好都市や交流のある都市などとの連携による観光・物産PR ・地域の特性を生かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興 ・サテライトオフィスやテレワーク、ワーケーションなどの新しい働き方を通じた交流人口の拡大

■ 指 標

区 分	施策の内容
農 林 業	・認定農業者数（635人） → 認定農業者の経営面積（4,878ha） ・認定新規就農者数（40人） → （48人） ・集落営農組織数（80組織） → 組織経営体数（個人経営体を除く）（50経営体） ・エコファーマー数（2,200人） → 環境保全型農業直接支払取組面積（1,000ha） ・多面的機能支払交付金活動組織数（128組織） → 多面的機能支払取組面積（認定農用地面積）（5,593ha） ・集落環境診断の実施地区数（51地区） → 集落環境診断の実施率（45.4%） ・農作物野生獣被害対策事業取組地区数（31地区） → 有害鳥獣による農作物への被害件数（180件）
商 業	・創業者数（103人） → （156人） ・空き店舗活用数（13件） → （30件）
工 業	・製造品出荷額等（780億円） → （825億円）
雇用・労働	・地元就職率（ハローワーク喜多方管内）（100%） → （ハローワーク会津管内）（80.0%）
観 光	・外国人観光客数（3,900人） → （8,000人）

総合計画中間見直し（主な変更点） 大綱 2

■ 施策の内容

分 野	施策の内容
学校教育	・リーディングスキルテストによる学習指導 ・児童生徒の資質・能力を育成するための研修会などの充実 ・「考える道德」、「議論する道德」の授業の実践 ・農業科で学んだことを各教科や領域に横断的に生かす教育の展開 ・学校給食への喜多方市産農産物の活用推進 ・運動身体プログラムなどを活用した体力の向上 ・体験活動やボランティア活動を通じたキャリア教育の充実 ・不登校児童生徒の学校以外での居場所づくりや学習・学校復帰支援 ・小中学校の適正な学校規模や適正な配置に関する検討 ・学校給食費や遠距離通学費など保護者の経済的負担の軽減 ・タブレット端末を用いた学習の推進（ＩＣＴ教育）
生涯学習	・地域の特色を生かした学習機会や地域課題に対応する学習機会の拡充 ・それぞれの年代の特徴をとらえた健康に関する知識の習得と日常的に実践できる運動・スポーツ活動の推進 ・地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の推進
歴史・文化	・「出前美術館」など館外での活動の充実 ・文化芸術創造都市として、地域資源を活用した喜多方ならではの文化活動の推進 ・文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組の実施 ・老朽化した民俗資料館などの計画的な施設整備の推進 ・小田付伝統的建造物群の修理・修景の継続
男女共同参画	—

■ 指 標

区 分	施策の内容
学校教育	・全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学の「主に知識に関する問題（Ａ）と「主に活用に関する問題（Ｂ）」の結果の全国との比較（小・中学校各教科とも上回る） → 国語と算数・数学の全国平均との比較（小学校 102.0 ポイント、中学校 101.0 ポイント） ・「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合 中学校（80%） → （90.0%） ・学級生活満足群と不満足群の割合 小学校（満足群 90%、不満足群 0%） 中学校（満足群 85%、不満足群 0%） → 「学級生活に満足している」と回答した割合 小学校（100.0%） 中学校（100.0%）
生涯学習	—
歴史・文化	・喜多方市美術館入館者数（16,000 人） → 喜多方市美術館利用者数（17,920 人）
男女共同参画	・男性の育児休業取得率（5 %以上） → （20.0%） ・男性の育児参加のための休暇取得率（10%以上） → （50.0%）

総合計画中間見直し（主な変更点） 大綱 3

■ 施策の内容

分 野	施策の内容
子 ども 子 育 て	・手狭となっている児童クラブの分割や新設を含めた移転などの検討 ・既存公営住宅を子育て世帯向けに改修 ・「屋内子ども遊び場」の整備 ・「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」における総合的相談や支援の実施
保健・医療 介護・福祉	・地域包括支援センターの体制強化や総合相談支援の強化 ・生活支援コーディネーターの配置や生活支援支え合い会議の設置による高齢者などの支援体制の強化 ・高齢者の防災意識向上、地域連携による支え合いや見守り強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する各種支援
消防・防災	・消防団組織の再編成 ・防災ラジオの配布 ・災害備蓄品の充実 ・避難所の感染症対策の徹底や民間施設の利活用
生活・安全	・高齢者の運転免許証自主返納者に対する支援 ・チャイルドシートなどの購入者に対する支援 ・未利用果樹の伐採など有害鳥獣対策への支援
社会基盤	・老朽化した配水管などの布設替えや、浄水・配水施設の計画的な更新 ・水道の未普及地区における飲用井戸の衛生を確保するための浄水設備設置への支援 ・人口減少や少子高齢化を踏まえた下水道全体計画の見直し ・汲み取り便槽または単独浄化槽から合併浄化槽への転換支援 ・携帯電話サービスの5G化などの情報通信基盤の高度化推進 ・住民の利便性向上や行政サービスの効率化のためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

■ 指 標

区 分	施策の内容
子 ども 子 育 て	・むし歯のない3歳児の割合（82%） → （90.0%）
保健・医療 介護・福祉	・認知症サポーター養成者数（5,981人） → （7,100人） ・就労継続支援利用者数（177人） → （200人）
消防・防災	・V-Low マルチメディア放送戸別受信機の配布完了行政区数（272行政区） → FM防災ラジオの配布世帯率（100.0%）
生活・安全	・交通事故による死傷者数（82件） → （48件） ・刑法犯発生件数（200件） → （113件）
社会基盤	・道路橋の修繕による対策数（11件） → （55件） ・本庁、各総合支所相互間を結ぶ所要時間の短縮（243分） → 廃止 ・下水道等普及率（76.8%） → 汚水処理人口普及率（76.8%） ・水洗化率（89.0%） → （93.8%） ・公共交通利用者数（492人/日） → 地域内公共交通利用者数（32,000人/年） ・耐震改修を行った木造住宅の件数（12件） → 廃止 ・空き家等解体撤去件数（58件） → （230件） ・携帯電話不通話地区の解消（0地区） → 携帯電話基地局の整備数（19局）

総合計画中間見直し（主な変更点） 大綱 4

■ 施策の内容

分 野	施策の内容
協働 地域コミュニティ 市民活動	・協働の意識の醸成のための各種講演会の開催 ・地域の課題解決に向けたモデルとなる取組の支援
移住・定住	・新しい働き方に対応した環境整備 ・地域おこし協力隊や関係人口拡大に向けた取組の推進
連携・交流	・外国人住民向けの生活情報の提供や相談体制の環境整備
生活環境 景 観	—
循環型社会 自然環境	・市民や事業者の3R活動を促進 ・ごみ排出の抑制、資源物の分別徹底による廃棄物の減量化の推進 ・省エネルギー、再生可能エネルギー推進のための市民や事業者に対するアドバイザーの派遣 ・ZEB、ZEH化などの省エネルギーに向けた取組の支援 ・蓄電池などの活用による自家消費型再生可能エネルギーの普及推進 ・エネルギーの地産地消による地域経済循環の向上 ・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギーの導入

■ 指 標

区 分	施策の内容
協働 地域コミュニティ 市民活動	・NPO法人やボランティア団体との協働事業数（30件） → NPO法人やボランティア団体、公益性のある一般社団法人との協働事業数（30件） ・NPO法人組織数（33団体） → NPO法人組織数・一般社団法人数（33団体） ・ふるさと創生事業の採択件数（40件/年） → 協働のまちづくり推進事業等の採択件数（累計527件） ・道路サポート協定の協定数（20件） → 道路サポート協定数（22件）
移住・定住	・本市への移住件数（112世帯） → 移住相談窓口を通じた県外からのU I J ターン者数（累計206人）
連携・交流	・連携協定等締結数（50件） → （75件） ・国際交流活動参加者数（300人） → （350人）
生活環境 景 観	・まちなみ景観形成事業費補助金の申請件数（6件/年） → 「まちなみ景観形成事業」「伝統的建造物群保存地区保存事業」補助金活用件数（累計48件）
循環型社会 自然環境	・一人一日あたりのごみ排出量（908g） → 一人一日あたりのごみ排出量（資源物を除く）（855g） ・リサイクル率（21%） → （25.0%） ・住宅用太陽光発電システム導入量（6,000kw） → 再生可能エネルギー導入率（56.9%）

総合計画審議会諮問書

3 企 第 6 1 号
令和3年11月2日

喜多方市総合計画審議会長 様

喜多方市長

喜多方市総合計画の中間見直し（案）について（諮問）

喜多方市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、喜多方市総合計画の中間見直し（案）について、貴審議会の意見を求めます。

総合計画審議会答申書

喜多方市総合計画審議会意見書（答申）

令和3年11月2日付け3企第61号で諮問を受けた喜多方市総合計画の中間見直し案については、本審議会において慎重に審議した結果、内容を適当と認め答申します。

なお、下記の意見を付しますので、これらに配慮し、基本計画の推進に努められることを要望します。

記

- 1 農家の高齢化が進んでいることから、新規就農の促進を図るとともに、所得の増加につながる農業を推進してください。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる市内経済の活性化のため、外国人観光客の誘客を図るとともに、サテライトオフィスやワーケーションといった新しい働き方を通じた交流人口の拡大を図ってください。
- 3 市民の生命を守るため、学校における防災教育の充実や市民の防災意識の醸成を図ってください。
- 4 防災行政無線のデジタル化や防災ラジオの配付などについて、市民に分かりやすく説明し、災害発生時の円滑で速やかな情報伝達に努めてください。
- 5 今後も空き家が増加することが見込まれることから、解体や利活用に関する支援制度などの周知により、空き家の発生抑制に努めてください。
- 6 予約型乗合交通などの公共交通について、便数の増加や時間帯の拡大など利用者の利便性に考慮した検討をしてください。
- 7 移住・定住促進のため、若者を呼び込む施策の展開や、地域おこし協力隊による市の魅力発信などを積極的に行ってください。
- 8 本市には多くの森林資源があることから、再生可能エネルギーの導入推進を図るため、森林資源を有効に活用してください。
- 9 行政手続きや市の会議のデジタル化・キャッシュレス化など、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を積極的に推進してください。

令和3年12月13日

喜多方市長 遠藤 忠一 様

喜多方市総合計画審議会
会 長 佐 藤 富 次 郎

総合計画審議会委員

No.	区 分	所属機関・団体等	氏 名	備 考
1	関係行政機関の長	会津若松公共職業安定所喜多方出張所長	鈴木 宏幸	
2		喜多方建設事務所長	藤由 英樹	
3	関係団体の役職員	喜多方市行政区長会連合会長	今井 輝雄	職務代理者
4		会津よつば農業協同組合常務理事	富山 裕治	
5		会津喜多方商工会議所会頭	佐藤富次郎	会 長
6		きたかた商工会長	物江 一久	
7		喜多方市社会福祉協議会長	齋藤 勇	
8		会津喜多方青年会議所理事長	武藏伸一朗	
9		連合福島耶麻・喜多方地区連合会議長	佐藤 誠治	
10	学識経験を有する者	会津地方振興局復興支援・地域連携室 主幹	瓜生 健光	
11		喜多方市教育委員会教育長職務代理者	荒明美恵子	
12		喜多方市農業委員会会長職務代理者	齋藤 澄子	
13		公立大学法人会津大学短期大学部准教授	八木橋 彰	
14		市民公募	米山 英敏	
15		市民公募	竹野 繁人	
16		市民公募	菅井 晶子	
17		市民公募	栢場 真弓	
18		市民公募	安部 良信	

総合計画推進本部設置要綱

（設置）

第1条 本市の発展に向けた施策の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となる総合計画を着実に推進するため、喜多方市総合計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び見直しに関すること
- (2) 総合計画の進捗管理に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ本部員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、推進本部に付議する事案について協議、調整する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 6 幹事長は、必要に応じ幹事以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

番号	区 分	職 名
1	本 部 長	市長
2	副本部長	副市長
3	本 部 員	教育長
4		企画政策部長
5		総務部長
6		市民部長
7		保健福祉部長
8		産業部長
9		建設部長
10		熱塩加納総合支所長
11		塩川総合支所長
12		山都総合支所長
13		高郷総合支所長
14		会計管理者
15		教育部長

別表 2

番号	区 分	職 名
1	幹事長	企画調整課長
2	幹 事	地域振興課長
3		情報政策課長
4		総務課長
5		財政課長
6		税務課長
7		契約管理課長
8		危機管理課長
9		市民生活課長
10		市民課長
11		社会福祉課長
12		こども課長
13		高齢福祉課長
14		保健課長
15		農業振興課長
16		農山村振興課長
17		商工課長
18		観光交流課長
19		建設課長
20		都市整備課長
21		水道課長
22		下水道課長
23		農業委員会事務局長
24		教育総務課長
25		学校教育課長
26		生涯学習課長
27		文化課長
28		中央公民館長
29		熱塩加納総合支所住民課長
30		塩川総合支所住民課長
31		山都総合支所住民課長
32		高郷総合支所住民課長

総合計画中間見直しに関する主な経過

月 日	内 容
令和3年1月20日	第1回総合計画推進本部会議 ・総合計画の見直しについて ・喜多方市の概況 ・喜多方市の行政サービスに対する満足度・重要度調査結果 ・総合計画見直しの進め方
令和3年1月28日	第1回総合計画推進本部幹事会 ・総合計画の見直しについて ・喜多方市の概況 ・喜多方市の行政サービスに対する満足度・重要度調査結果 ・総合計画見直しの進め方
令和3年5月13日	第2回総合計画推進本部幹事会 ・総合計画見直し資料（現状と課題、施策の内容） ・総合計画見直し資料（指標）
令和3年5月19日	第3回総合計画推進本部幹事会 ・総合計画見直し資料（現状と課題、施策の内容） ・総合計画見直し資料（指標）
令和3年5月24日	第4回総合計画推進本部幹事会 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）
令和3年7月27日	第2回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）
令和3年8月18日	第3回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）
令和3年9月14日	第4回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）
令和3年9月15日	第5回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）
令和3年10月28日	第6回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案（現状と課題、施策の内容） ・中間見直し案（指標）

月 日	内 容
令和3年 11 月 2 日	第1回総合計画審議会 ・総合計画の中間見直し概要 ・喜多方市の概況 ・行政サービスに対する満足度・重要度アンケート調査結果 ・総合計画中間見直し案について（大綱1～大綱2）
令和3年 11 月 16 日	第2回総合計画審議会 ・総合計画中間見直し案について（大綱3～大綱4）
令和3年 11 月 19 日	第3回総合計画審議会 ・総合計画中間見直し案に対する意見書について
令和3年 12 月 13 日	総合計画審議会による意見書の提出（答申）
令和3年 12 月 24 日	第7回総合計画推進本部会議 ・中間見直し案について
令和4年 1 月 11 日	議会全員協議会 中間見直し案の協議
令和4年 1 月 11 日	総合計画（基本計画）の中間見直し案に関するパブリックコメント （～1月31日）
令和4年 2 月 ● 日	第8回総合計画推進本部会議 ・パブリックコメントについて
令和4年 3 月 ● 日	喜多方市総合計画（基本計画） 議会提案



総合計画審議会の様子



意見書（答申）の提出

**喜多方市総合計画（2017～2026）
きたかた活力推進プラン
基本計画 ＜中間見直し＞**

令和4年●月

発行：喜多方市

編集：企画政策部 企画調整課

住所：966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

電話：0241-24-5207